

平成26年度 事業報告書

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

1. 国民の皆様へ	2
2. 基本情報	3
(1)目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図 その他の機構の概要	3
(2)事務所の所在地	6
(3)資本金の額及び出資者ごとの出資額	6
(4)役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴	7
(5)常勤職員の数及び平均年齢並びに機構への出向者の数	9
3. 財務諸表の要約	9
4. 財務情報	13
(1)財務諸表に記載された事項の概要	13
(2)重要な施設等の整備等の状況	17
(3)予算及び決算の概要	18
(4)経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況	19
5. 事業に関する説明	20
(1)財源の内訳	20
(2)財務情報及び業務の実績に基づく説明	21
6. 当該事業年度の業務の実施状況	25
6.1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を 達成するため取るべき措置	25
A. 各分野における業務の質の向上のための取組み	25
A-1. 製品安全分野	25
A-2. 化学物質管理分野	36
A-3. バイオテクノロジー分野	45
A-4. 適合性認定分野	53
A-5. その他	64
B. 組織・業務運営における取組みの強化	67
B-1. 内部統制の充実・強化	67
B-2. 戦略的な人材の確保・育成	69
B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置	72
B-4. 契約の適正化	74
B-5. 広報、情報提供の推進	77
6.2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	79

1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構(NITE:National Institute of Technology and Evaluation、以下「機構」という。)は、第3期中期目標期間(平成23～26年度¹)において、経済及び産業の発展等に資するため、社会に顕在化する様々なリスクの低減を図ることをビジョンに掲げて活動して参りました。社会的リスクの低減により、国民の皆様の「くらしの安全」を実現し、活力ある社会の実現のために産業界、企業、そして人々の「未来への挑戦」を支え続けていきたいとの想いを基本理念に込め、職員一人一人がその使命を果たすために必要な行動指針を定めて業務を実施してきました。

平成26年6月の独立行政法人通則法の改正により、機構は平成27年度から行政執行法人型の独立行政法人に移行し、これに伴い、第3期中期目標期間は平成26年度で終了することになりました。このような状況から、平成26年度は、新制度への移行を円滑に進めるための準備を行うとともに、第3期中期目標の達成へ向けて、後段で成果を示すとおり全力で業務を実施しました。

機構は、今後も国民の皆様のくらしの安全と未来への挑戦を支えるための活動を日々取り組んで参ります。

- | |
|--|
| <p>【基本理念】 確かな技術と信頼できる情報をもとに
くらしの安全と未来への挑戦を支え続けます</p> <p>【スローガン】 安全とあなたの未来を支えます
Safety and your Future with NITE</p> <p>【行動指針】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 誠実で責任ある行動をとります
国民全体の奉仕者であり、公的資金で運営していることを常に自覚し、中立な立場で公平、公正かつ効率的に業務を遂行します。
法令等の遵守、倫理的な行動を旨とし、適正に物事を判断し、誠実で責任ある行動をとります。2. 熱意と誇りを持ち、より価値の高い成果を追求します
私たちの業務が社会の信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、自らの仕事に熱意と誇りを持って取り組みます。
自らを研鑽し、「広い視野」と「高い適応能力」をもって、専門性を高め、より価値の高い成果を追求します。3. 最新の科学技術を活用し、得られた成果を社会に還元します
技術で行政を支える組織であることを踏まえ、常に科学技術の知見を高めていきます。
知見を活用し、得られた成果を私たち一人一人が相手の立場に立ってわかりやすく説明することによって、社会に還元します。 |
|--|

¹ 当初、機構の第3期中期目標期間は平成23～27年度(5年間)で設定されていたが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年6月)により、平成27年4月から行政執行法人型の法人へ移行することに伴い、平成23～26年度(4年間)に変更された。

2. 基本情報

(1)目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要

①目的

機構は、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として設立された法人です。(独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 3 条)

②業務内容(製品評価技術基盤機構法第 11 条)

機構は、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第 3 条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. a の評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～d の業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 21 条第 1 項及び第 2 項並びに第 40 条第 1 項の規定による立入検査並びに第 42 条第 1 項第 8 号の規定による検査
- g. ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 39 条の 17 第 1 項第 8 号の規定による検査並びに第 47 条第 1 項及び第 3 項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法(昭和 36 年法律第 234 号)第 42 条の 4 第 1 項第 8 号の規定による検査又は質問並びに第 46 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法(昭和 37 年法律第 104 号)第 19 条第 1 項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 64 条第 1 項第 8 号の規定による検査又は質問並びに第 83 条第 1 項及び第 5 項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法(昭和 48 年法律第 31 号)第 31 条第 1 項第 8 号の規定による検査並びに第 41 条第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和 48 年法律第 117 号)第 44 条第 1 項から第 3 項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査(同法第 144 条第 1 項に規定する認定事業者に対するものを除く。)
- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成 7 年法律第 65 号)第 30 条第 5 項の規定による立会い及び第 33 条第 1 項の規定による立入検査、質問

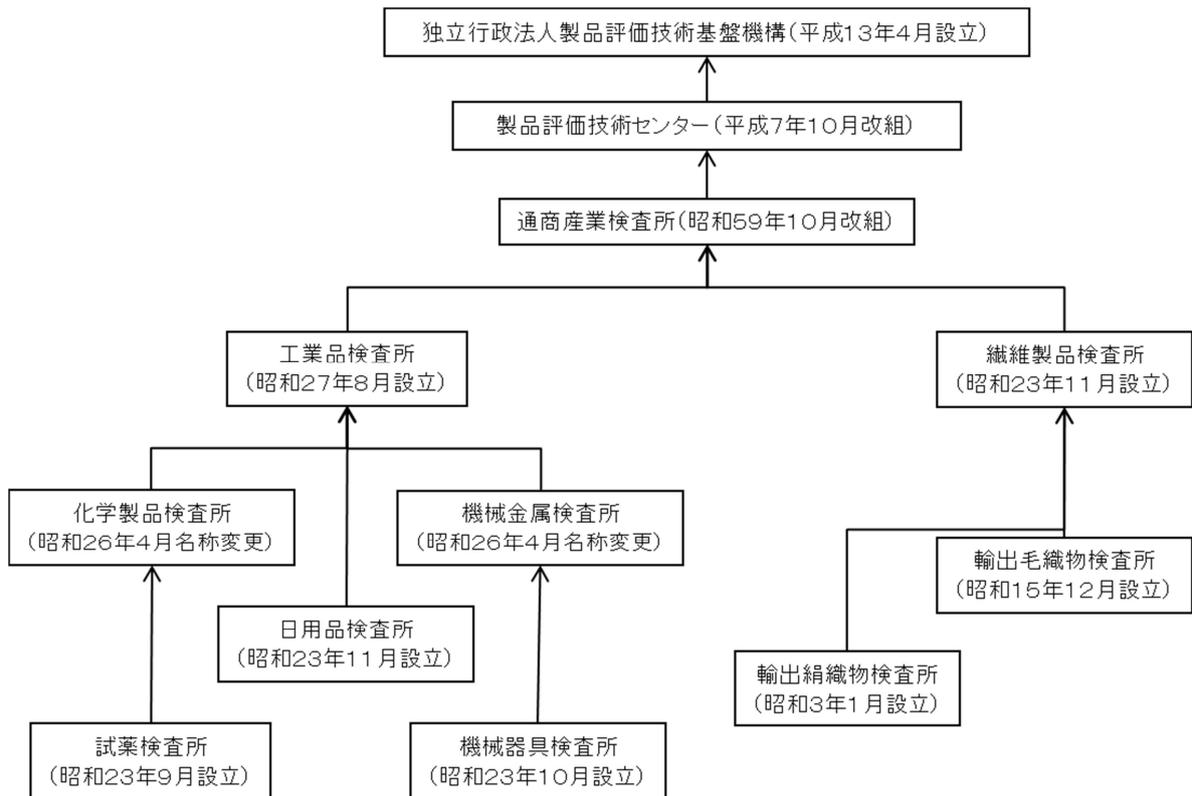
又は収去

- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年法律第 111 号）第 37 条第 4 項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第 1 項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③沿革

平成 13 年 4 月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



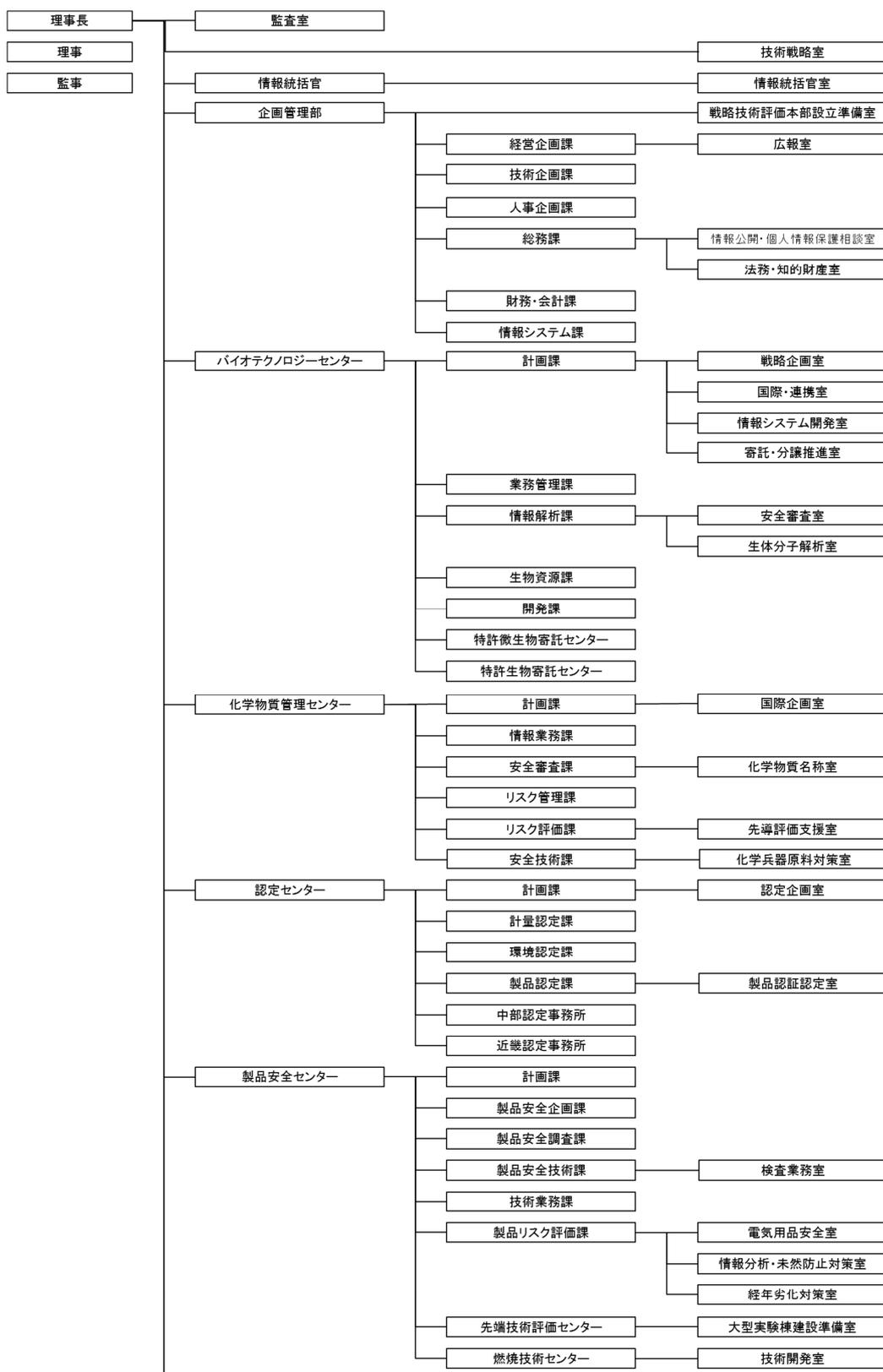
④設立に係る根拠法

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成 11 年法律第 204 号)

⑤主務大臣(主務省所管課室)

経済産業大臣(経済産業省産業技術環境局 基準認証政策課 製品評価技術基盤機構室)

⑥組織図(平成 27 年 3 月末現在)





(2)事務所の所在地

- 本 所 : 東京都渋谷区西原 2-49-10
- バイオテクノロジーセンター : 千葉県木更津市かずさ鎌足 2-5-8
- 製品安全センター : 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67
大阪合同庁舎第 2 号館別館
- 燃焼技術センター : 群馬県桐生市堤町 3-7-4
- 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎
- 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18
- 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
- 北陸支所 : 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎
- 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 3 号館
- 四国支所 : 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング 5F
- 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28

(3)資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,011	—	—	19,011
資本金合計	19,011	—	—	19,011

(4) 役員の名、役職、任期、担当及び経歴

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	安井 至	自：平成21年 4月 1日 至：平成27年 3月31日		昭和43年 3月 東京大学工学部合成化学科卒業 48年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程 修了 工学博士 昭和50～52年 米国レンセラー工科大学博士研究員 平成 2年 7月 東京大学生産技術研究所教授 8年 5月 東京大学国際・産学共同研究センター、 センター長併任 平成 9年 4月 全国産学連携センター協議会会長 平成15年12月 国際連合大学 副学長 平成15年12月 東京大学客員教授 平成16年 6月 東京大学名誉教授 平成20年 1月 国際連合大学 名誉副学長 平成20年 1月 独立行政法人科学技術振興機構研究開 発戦略センター 平成20年 4月 同 上席フェロー 平成21年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事長
理 事	河本 光明	自：平成24年 7月28日 至：平成27年 3月31日	経営・企画 、人事、予 算、文書・ 情報管理、 バイオテクノ ロジーセン ター・化学 物質管理セ ンター	昭和59年 4月 通商産業省 入省 平成14年 7月 経済産業省製造産業局化学課 機能性化学品室長 平成16年 4月 滋賀県商工観光労働部長 平成19年 7月 資源エネルギー庁省エネルギー・ 新エネルギー部政策課長 平成20年 8月 内閣官房地域活性化統合同事務局 参事官 平成22年 7月 経済産業省製造産業局 化学物質管理課長 平成24年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事(役員出向)
理 事	山本 修	自：平成25年 4月 1日 至：平成27年 3月31日	労務、会計 、広報、法 務・知的財 産、認定セ ンター・製 品安全セン ター	昭和50年 3月 通商産業省(横浜繊維製品検査所) 入省 昭和59年 3月 通商産業検査所横浜支所検査課 主任検査員 平成 6年 7月 同 総務部企画課情報管理室 情報管理専門職 平成 7年10月 通商産業省製品評価技術センター 総務部企画課情報管理室 情報管理専門職 平成11年 8月 特殊法人新エネルギー・産業技術 総合開発機構 平成13年 5月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部専門官 (化学物質管理センター計画担当) 平成14年 4月 同 企画管理部専門官(企画管理部 企画管理課情報システム室長) 平成15年 4月 同 バイオテクノロジー本部 情報システム管理課長 平成17年 4月 同 生活・福祉技術センター計画課長 平成19年 4月 同 企画管理部次長 平成21年 4月 同 製品安全センター所長 平成25年 4月 同 理事

監 事	鈴木 孝利	自:平成23年 4月 1日 至:平成27年 3月31日		<p>昭和46年 3月 名古屋大学理学部化学科卒業 昭和46年 4月 住友化学工業(株)入社 平成 7年 6月 千葉工場第三製造部長 平成10年 6月 石油化学業務室部長 平成11年12月 レスポンシブルケア室部長 平成12年12月 ザ・ポリオレフィン・カンパニー出向 (同社取締役) 平成15年 1月 千葉工場副工場長兼生産管理部長 平成16年 6月 執行役員就任 千葉工場長を委嘱 平成20年 5月 執行役員 ペトロケミカルコーポレー ションオブシンガポール従事 (同社社長) 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事</p>
監 事	織 朱實	自:平成23年 4月 1日 至:平成27年 3月31日		<p>昭和61年 3月 早稲田大学法学部卒業 平成 2年 1月 東京海上火災保険(株)入社 (企業リスク コンサルティング室副主任) 平成 8年 東京海上リスクコンサルティング(株) 主任研究員 平成13年 東京海上リスクコンサルティング(株) 退社 平成15年 3月 一橋大学大学院法学研究科博士課程 修了(法学博士) 平成15年 4月 関東学院大学法学部 准教授 平成18年 6月 三井化学(株)社外取締役 (平成22年まで) 平成18年 9月 上海大学招聘教授 平成20年 4月 関東学院大学法学部 教授 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事(非常勤)</p>

(5)常勤職員の数及び平均年齢並びに機構への出向者の数

平成26年度末(※)において、常勤職員数は422名(対前年度末増減比3.55%増)であり、平均年齢は44歳である。

	平成25年度末	平成26年度末
常勤職員	407名	422名
うち任期付研究員	3名	3名
うち国からの出向者	11名	10名
非常勤職員	156名	163名
出向者	16名	13名
うち国の機関への出向者	15名	13名
その他	1名	0名

(※) 年度末・・・当該年度の1月1日における数

3. 財務諸表の要約

①貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,572	流動負債	3,369
現金・預金	2,026	固定負債	7,732
その他	1,546	負債合計	11,101
固定資産	24,969	純資産の部	
有形固定資産	24,804	資本金	19,011
無形固定資産	81	政府出資金	19,011
投資その他の資産	84	資本剰余金	▲ 1,698
		利益剰余金	127
		純資産合計	17,439
資産合計	28,541	負債・純資産合計	28,541

※ 百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある(以下同じ。)

②損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常費用 (A)	8,249
業務費	7,075
人件費	3,967
減価償却費	777
その他	2,331
一般管理費	1,131
人件費	738
減価償却費	63
その他	330
その他	43
経常収益(B)	8,195
運営費交付金収益等	7,538
自己収入等	651
その他	6
臨時損失 (C)	9
臨時利益 (D)	9
前中期目標期間繰越積立金取崩額(E)	7
当期総利益 (B)-(A)-(C)+(D)+(E)	▲ 47

③キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

項 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	427
人件費支出	▲ 4,670
運営費交付金収入	6,756
自己収入等	629
その他の収入・支出	▲ 2,289
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 1,254
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 245
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	▲ 1,072
V 資金期首残高 (E)	3,099
VI 資金期末残高 (F=D+E)	2,026

④行政サービス実施コスト計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
I 業務費用	7,602
損益計算上の費用	8,259
(控除)自己収入等	▲ 657
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	535
III 損益外除売却差額相当額	3
IV 引当外賞与見積額	6
V 引当外退職給付増加見積額	▲ 158
VI 機会費用	305
VII 行政サービス実施コスト	8,292

<<財務諸表の科目>>

① 貸借対照表

現金及び預金: 現金、普通預金

その他(流動資産): 機構の業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産: 土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品など機構が
長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産: ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産: 権利金、その他

その他(流動負債): 機構の業務活動から生じる未払金及び未払費用等

その他(固定負債): 資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等

政府出資金: 国からの出資金であり、機構の財産的基礎を構成

資本剰余金: 国から交付された施設費及び前中期目標期間繰越積立金を
財源として取得した資産で機構の財産的基礎を構成するもの

利益剰余金: 機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費: 機構の業務に要した費用

人件費: 給与、賞与、法定福利費等、機構の役職員等に要した経費

減価償却費: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって
費用として配分する経費

財務費用: 支払利息

運営費交付金収益: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等: 手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益: 固定資産の除売却損益等

前中期目標期間繰越積立金取崩額: 前中期目標期間において今中期目標期間

に繰越が認められた積立金の取崩し

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー: 機構の通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等、資金の調達及び返済 など

財務活動によるキャッシュ・フロー: 借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済 など

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用: 機構が実施する行政サービスのコストのうち、機構の損益計算書に計上される費用から自己収入を控除した額

損益外減価償却相当額: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

損益外除売却差額相当額: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

引当外賞与見積額: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかかな場合の賞与引当金見積額(損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している)

引当外退職給付増加見積額: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかかな場合の退職給付引当金増加見積額(損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している)

機会費用: 国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

4. 財務情報

(1)財務諸表に記載された事項の概要

- ① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析(内容・増減理由)

(経常費用)

平成26年度の経常費用は、8,249百万円と前年度比1,269百万円増(18.2%増)となっている。

(経常収益)

平成26年度の経常収益は、8,195百万円と前年度比1,227百万円増(17.6%増)となっている。

(当期総損益)

平成26年度の当期総損失は、47百万円と前年度比62百万円減(419.0%減)となっている。これは、経常損失54百万円から固定資産除売却損の臨時損失9百万円を引き、固定資産売却益等の臨時利益9百万円を加え、前中期目標期間繰越積立金取崩額7百万円を加えた結果である。

(資産)

平成26年度末現在の資産合計は、28,541百万円と前年度末比9,084百万円増(46.7%増)となっている。これは、バイオテクノロジーセンター(かずさ)の施設等の建物が2,033百万円、製品安全センター(大阪)及び大型蓄電池評価試験施設用の土地が2,970百万円、製品安全センター(大阪)及び大型蓄電池評価試験施設の建設工事等の建設仮勘定が4,180百万円増加したことが主たる要因である。

(負債)

平成26年度末現在の負債合計は、11,101百万円と前年度末比4,962百万円増(80.8%増)となっている。これは、製品安全センター(大阪)及び大型蓄電池評価試験施設の建設工事等の建設仮勘定が増加したことに対する建設仮勘定見返施設費が4,180百万円増加したことが主たる要因である。

(資本剰余金)

平成26年度末現在の資本剰余金は、▲1,698百万円と前年度末比4,515百万円増(72.7%増)となっている。これは、損益外の固定資産にかかる減価償却の進行により455百万円減少した一方で、施設整備費補助金財源による製品安全センター(大阪)及び大型蓄電池評価試験施設用の土地並びにバイオテクノロジーセンター(かずさ)の施設の取得で損益外の固定資産が4,970百万円増加したことが要因である。

(利益剰余金)

平成26年度末現在の利益剰余金は、127百万円と前年度末比394百万円減(75.6%減)となっている。これは、利益剰余金の前中期目標期間繰越積立金の取崩で346百万円減少したことによるものである。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成26年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、427百万円と前年度比36百万円減(7.7%減)となっている。これは、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に關す

る法律についての適用の終了に伴い運営費交付金収入が 287 百万円増加した一方で、人件費支出が 380 百万円増加したことが主たる要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 26 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、▲1, 254 百万円と前年度比 1, 049 百万円減(511. 5%減)となっている。これは、施設費による収入が 7, 085 百万円増加した一方で、有形固定資産の取得による支出が 8, 118 円増加したことが主たる要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 26 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、▲245 百万円と前年度比 45 百万円増(15. 6%増)となっている。これは、平成 25 年度に不要財産の譲渡等における現金を国庫に納付した 35 百万円が平成 26 年度には発生していないことが主たる要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
経常費用	8,514	7,444	7,527	6,980	8,249
経常収益	9,726	7,452	7,481	6,969	8,195
当期総利益(▲は損失)	1,201	136	13	15	▲47
資産	20,506	18,968	18,790	19,457	28,541
負債	5,115	4,937	5,321	6,139	11,101
利益剰余金	1,966	1,108	571	521	127
業務活動によるキャッシュ・フロー	784	▲10	1,338	462	427
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲1,039	▲699	▲813	▲205	▲1,254
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲304	▲191	▲217	▲290	▲245
資金期末残高	3,723	2,822	3,131	3,099	2,026

備考 1: 第二期中期目標期間は平成 22 年度までであり、平成 23 年度からは第三期中期目標期間となる。

備考 2: 対前年比において、利益剰余金の変動をしている主たる要因は、中期目標期間繰越積立金を 346 百万円取り崩したためである。

備考 3: 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、人件費支出が増加したためである。

備考 4: 対前年比において、投資活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、有形固定資産の取得による支出が増加したためである。

② セグメント事業損益の経年比較・分析(内容・発生理由)

製品安全分野の事業損益は、2 百万円と前年度比 19 百万円増(114. 3%増)となっている。これは、ファイナンス・リース資産の会計処理における差損が増加した一方で、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第 2 期中期目標期間から繰越した財源による費用及び受託事業で購入した資産の減価償却費の減少が主たる要

因である。

化学物質管理分野の事業損益は▲5百万円と前年度比8百万円減(243.3%減)となっている。これは、ファイナンス・リース資産の会計処理における差損の増加が主たる要因である。

バイオテクノロジー分野の事業損益は、▲9百万円と前年度比1百万円減(19.6%減)となっている。これは、ファイナンス・リース資産の会計処理における差損の増加が主たる要因である。

適合性認定分野の事業損益は、▲4百万円と前年度比6百万円減(292.9%減)となっている。これは、ファイナンス・リース資産の会計処理における差損の増加が主たる要因である。

表 事業損益の経年比較

(単位:百万円)

区 分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
製品安全分野	▲11	▲6	▲2	▲17	2
化学物質管理分野	3	▲78	7	3	▲5
バイオテクノロジー分野	▲13	▲16	▲14	▲7	▲9
適合性認定分野	1	▲5	0	2	▲4
講習関係業務	126	85	▲38	—	—

備考1:第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

備考2:講習関係業務は、平成24年度で業務を終了している。

③ セグメント総資産の経年比較・分析(内容・増減理由)

製品安全分野の総資産は、10,933百万円と前年比6,996百万円増(177.7%増)となっている。

化学物質管理分野の総資産は、2,332百万円と前年比551百万円増(30.9%増)となっている。

バイオテクノロジー分野の総資産は、9,960百万円と前年比1,994百万円増(25.0%増)となっている。

適合性認定分野の総資産は、1,697百万円と前年比481百万円増(39.5%増)となっている。

総資産が全体的に増加しているのは、有形固定資産の取得の増が主たる要因である。

表 総資産の経年比較

(単位:百万円)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
製品安全分野	3,617	3,357	3,258	3,937	10,933
化学物質管理分野	1,900	1,981	1,677	1,781	2,332
バイオテクノロジー分野	8,412	7,894	7,933	7,966	9,960
適合性認定分野	1,275	1,169	1,147	1,216	1,697
講習関係業務	234	267	178	—	—

備考 1: 第二期中期目標期間は平成 22 年度までであり、平成 23 年度からは第三期中期目標期間となる。

備考 2: 講習関係業務は、平成 24 年度で業務を終了している。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総損失 47 百万円のため、目的積立金の申請はしない。前中期目標期間繰越積立金取崩額 7 百万円は、以下の費用等に係る金額を取り崩したことによるものである。

- ・第 1 期及び第 2 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用
- ・東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための費用
- ・電気工事法に基づく講習関係業務の残務処理費用

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析(内容・増減理由)

平成 26 年度の行政サービス実施コストは、8,292 百万円と前年度比 1,106 百万円増(15.4%増)となっている。これは、業務費用が 1,197 百万円増加した一方で、機会費用が 68 百万円減少したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位:百万円)

区 分	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
業務費用	7,123	6,442	6,503	6,405	7,602
うち損益計算書上の費用	8,588	7,475	7,544	7,001	8,259
うち自己収入	▲1,464	▲1,033	▲1,041	▲596	▲657
損益外減価償却相当額	562	552	548	520	535
損益外除売却差額相当額	3	6	22	41	3
引当外賞与見積額	▲10	▲24	3	30	6
引当外退職給付増加見積額	▲91	44	▲127	▲183	▲158
機会費用	389	346	276	372	305
行政サービス実施コスト	7,977	7,367	7,226	7,186	8,292

備考 1: 第二期中期目標期間は平成 22 年度までであり、平成 23 年度からは第三期中期目標期間となる。

- 備考 2:業務費用の増加については、損益計算書上の費用の増加が主たる要因である。
- 備考 3:損益外減価償却相当額の増加については、現物出資等の固定資産を減価償却の進行が主たる要因である。
- 備考 4:損益外除売却差額相当額の減少については、現物出資等の固定資産の除却額の減少が主たる要因である。
- 備考 5:引当外賞与見積額の減少については、平成 25 年度の引当外賞与見積額は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律についての適用の終了による増加分が含まれていたことが主たる要因である。
- 備考 6:引当外退職給付増加見積額の増加については、退職手当の支給の減少が主たる要因である。
- 備考 7:機会費用の増加については、国有財産無償使用の機会費用の計算に使用した近隣の地代や賃借料等の減少が主たる要因である。

(2)重要な施設等の整備等の状況

- ① 当事業年度中に完成した主要施設等
生物遺伝資源長期保存施設(確定額 1,745 百万円)
製品安全センター・大型蓄電池評価試験施設用土地(確定額 2,970 百万円)
- ② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充
製品安全センター・大型蓄電池評価試験施設(交付決定額 13,279 百万円)
- ③ 当事業年度中に処分した主要施設等
製品安全センター施設の一部(除却額 3 百万円)

(3) 予算及び決算の概要

表 決算報告書

(単位:百万円)

区 分	22年度		23年度		24年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,155	7,155	7,040	7,040	6,829	6,596
施設整備費補助金	0	105	29	27	283	65
受託収入	203	313	81	299	271	255
講習関係収入	875	697	364	405	364	407
その他収入	194	220	265	342	279	549
支 出						
業務経費	6,332	7,020	6,320	5,745	7,011	6,119
施設整備費補助金	0	105	29	27	283	65
受託経費	203	313	81	298	271	257
講習関係経費	820	812	347	321	712	528
一般管理費	1,017	920	985	924	853	869
区 分	25年度		26年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算	差 額 理 由	
収 入						
運営費交付金	6,469	6,469	6,756	6,756		
施設整備費補助金	2,460	512	15,214	8,829	次年度繰越に伴う減	
受託収入	240	287	257	341	受託契約の増	
講習関係収入	-	-	-	-		
その他収入	285	301	271	299	手数料収入の増	
支 出						
業務経費	5,990	5,980	5,999	7,425	経費の増	
施設整備費補助金	2,460	511	15,214	8,830	次年度繰越に伴う減	
受託経費	240	300	257	341	経費の増	
講習関係経費	-	-	-	-		
一般管理費	837	915	1,072	1,156	経費の増	

備考 1: 第二期中期目標期間は平成 22 年度までであり、平成 23 年度からは第三期中期目標期間となる。

備考 2: 予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載。(前中期目標期間繰越積立金取崩額を除く)

備考 3: 決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載。

備考 4: 決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載。

備考 5: 決算額の支出のうち業務経費、一般管理費及び講習関係経費には、前中期目標期間繰越積立金を充当すべき業務に係る支出を含む。

(4)経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

機構においては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第三期中期目標の期間中、平均で前年度比 1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第三期中期目標期間中、平均で前年度比 3%以上の削減を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシングし、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、機構が真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

なお、経費削減の第二期中期目標期間及び平成 23～26 年度における推移は、次のとおりである。

下表のとおり、平成 26 年度は一般管理費、業務経費ともに前年度から大きく増加しているが、給与削減特例法措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増、国際評価技術本部の設立準備や施設・設備の故障等に伴う緊急対応、施設整備費の増に伴う消費税納付金の増等平成 26 年度中に対応しなければならない業務等への影響を考慮すると目標を達成している。<6.

2(1) 効率化による経費の削減／人件費の適正化 を参照>

表 第二期中期目標期間及び平成 23～26 年度

(単位:百万円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	金額	前年度比率								
一般管理費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7	986	▲4.3	920	▲6.7
業務経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5	6,078	3.1	7,020	15.5
区分	23年度		24年度		25年度		26年度			
	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率	金額	前年度比率		
一般管理費	924	0.4	869	▲6.0	915	5.2	1,156	26.4		
業務経費	5,745	▲18.2	6,119	6.5	5,980	▲2.3	7,425	24.2		

5. 事業に関する説明

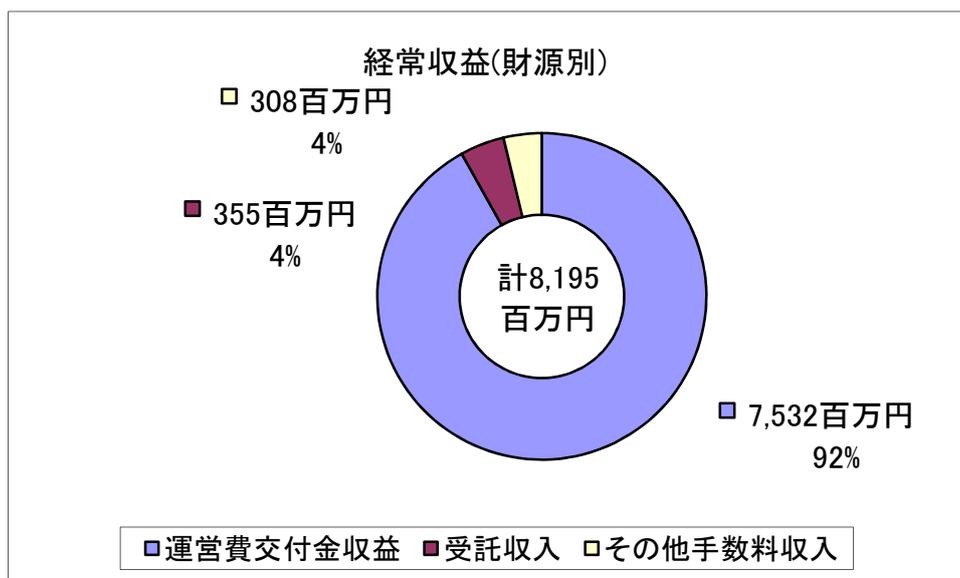
(1)財源の内訳

機構の経常収益は8,195百万円(前年度6,969百万円)で前年度比1,226百万円の増となっている。これは主に、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律について措置期間の終了及び人員増等に伴う人件費が494百万円増加し、また、平成26年度中に対応しなければならない業務等への対応により増加したことによる。

経常収益の内訳は運営費交付金収益(資産見返戻入分を含む)が7,532百万円(経常収益の92%)、受託収入が355百万円(同4%)、その他手数料等収入が308百万円(同4%)となっている。

運営費交付金収益が収益全体の92%を占めているが、これは機構の業務の大部分が法律に基づく規制の執行及びその技術的支援を担っていることによる。

受託収入は、355百万円で前年度比68百万円の増となっている。これは主に、継続受託事業について、平成25年度に比して計66百万円の実績額の増加があったこと、更に、新規の受託事業の増加に伴うものと、平成25年度で終了した受託事業の差引きによる2百万円の実績額増加が挙げられる。



財源構造の推移

(単位:百万円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
運営費交付金収益	8,228	6,392	6,413	6,368	7,532
受託収入	313	282	268	287	355
講習関係業務収入	951	406	477	-	-
手数料等収入	195	284	275	302	296
その他	39	88	48	11	11
経常収益合計	9,726	7,452	7,481	6,969	8,195

(2)財務情報及び業務の実績に基づく説明

①製品安全分野

製品安全分野では、輸入品を含めた製品安全の社会的リスク(特に、高齢者・子供が被害を受けることとなる製品事故のリスク)を低減するため、製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みを強化すること等により、国民と事業者との間に立って情報提供や技術的支援を行うとの立場から、

- a. 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化(リスク評価・分析の実施)、信頼性向上
- b. 安全レベルの質的向上(事故原因の解析、高齢者や子供等の行動分析によるリスク評価、ヒヤリ・ハット情報の収集、各種情報提供)
- c. 技術基準・規格等の提案活動の強化
- d. 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施等

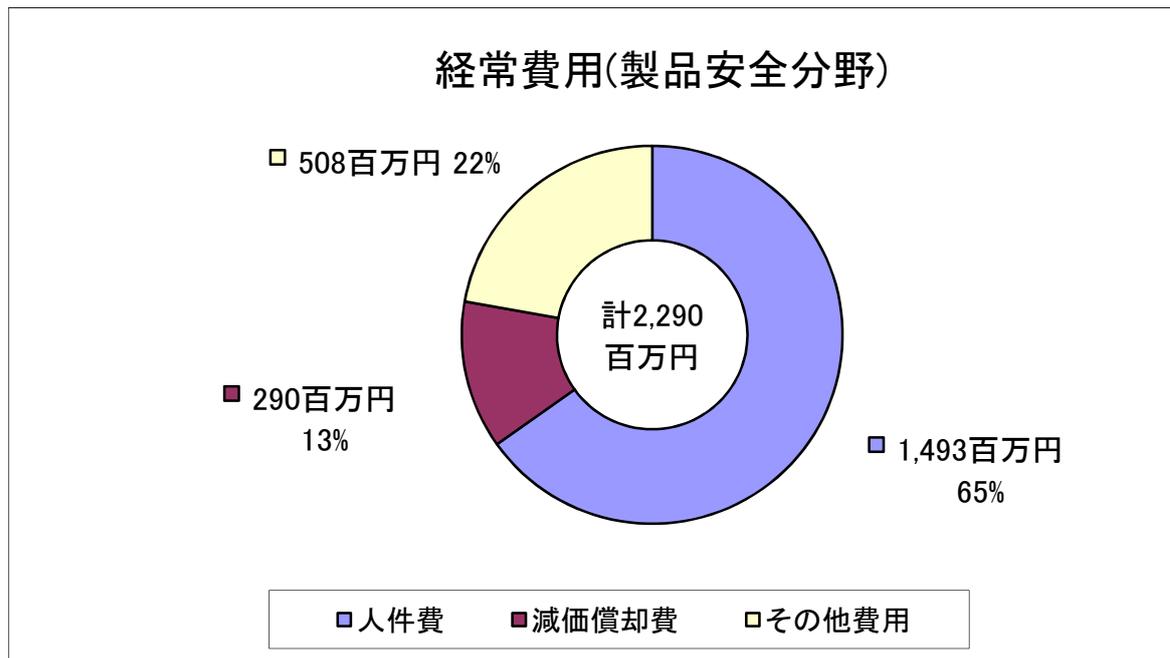
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 2, 212 百万円(運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。)、自己収入等 81 百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、2, 290 百万円で対前年度比 17%の増となった。

なお、製品事故調査・原因究明に必要な人員及び設備機器等を多く抱えており、費用の内訳において以下のとおり減価償却費及び人件費の割合が大きくなっている。



②化学物質管理分野

化学物質管理分野では、製品由来によるものを含め、化学物質の人の健康や環境に影響する社会的リスクを低減するため、国民の安全レベルの質的向上等を図る観点から、持続可能な開発に関する世界首脳会議での合意を念頭に置きながら、化学物質管理法令の法執行・支援業務を主軸として、

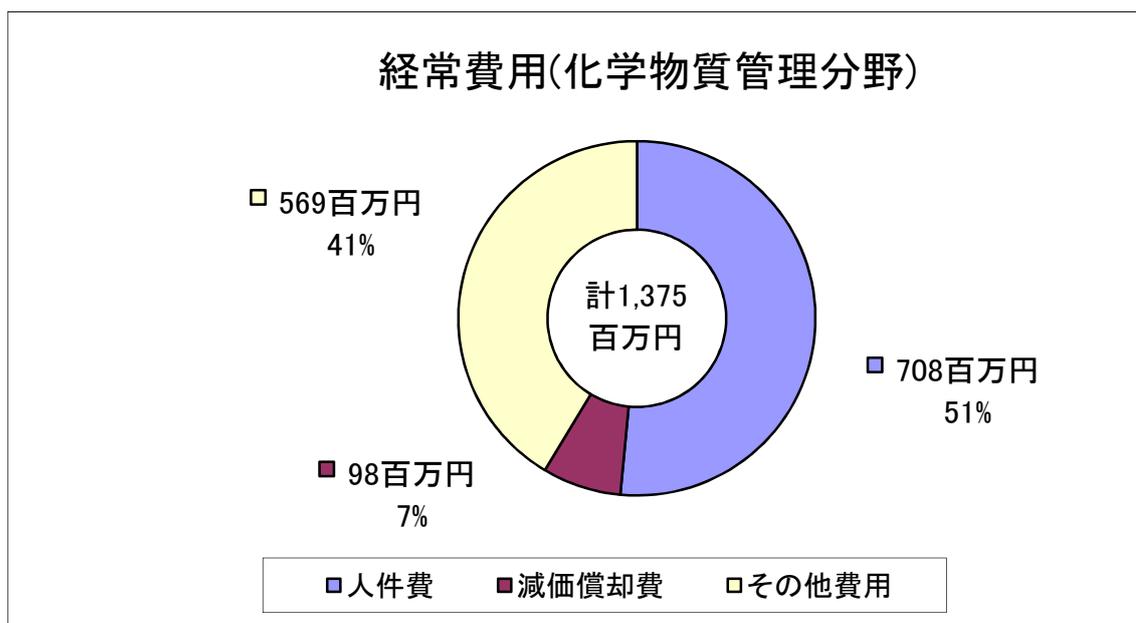
- a. リスク評価に基づく化学物質の管理
- b. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進
- c. 化学兵器に係る国際約束の担保
- d. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等 に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1, 297 百万円、自己収入等 74 百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1, 375 百万円で対前年度比 21%の増となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用(情報システム関係のリース費用、調査・役務等に係る外部委託費用など)の割合が大きい支出構造となっている。



③ バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野では、遺伝子組換え生物を含む微生物を産業利用する際の安全性確保に係る社会的リスク、有用生物遺伝資源の安定供給に係る社会的リスク、及び生物多様性の確保に係る社会的リスクを低減し、安全性を確保した産業利用の促進を図るため、中核的な生物遺伝資源機関としての立場から、その有する微生物の分類・同定技術やゲノム解析技術等を活用し、

- a. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の執行・支援業務の高度化、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく事業者が行うモニタリング等に対する技術的支援 等)
- b. 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定的な供給
- c. 海外生物遺伝資源に対するアクセスルートの確保
- d. 特許微生物に係る寄託業務

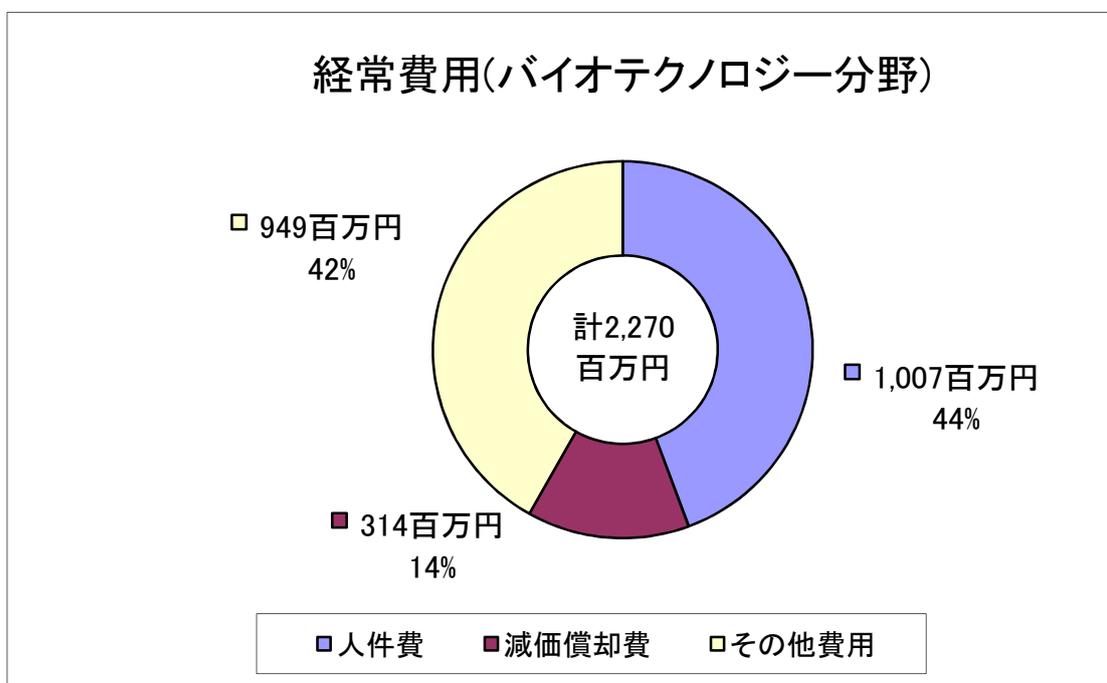
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1, 911 百万円、自己収入等 350 百万円となっている。

自己収入の内容は主に、受託収入及び微生物分譲に係る収入である。

同分野の事業に要する費用は、2, 270 百万円で対前年度比 14%の増となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。



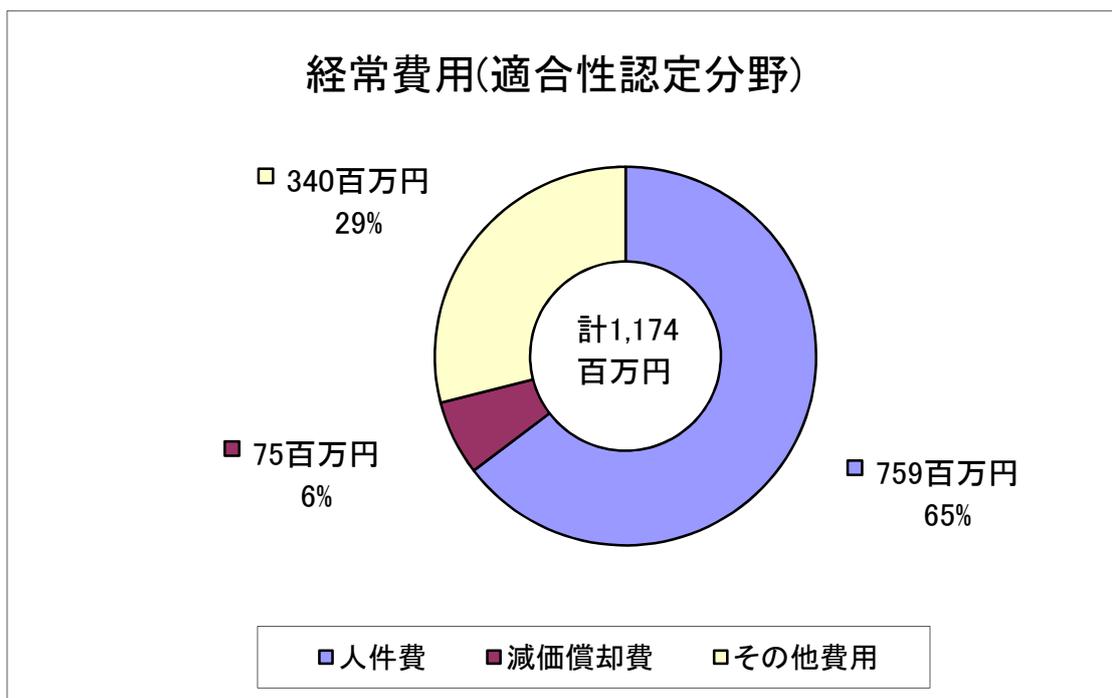
④適合性認定分野

適合性認定分野で想定される、計量・計測の不正確さが招く社会的リスク、経済のボーダレス化に伴う輸入品の安全性の社会的リスク、技術革新に伴う新技術製品の安全性の社会的リスク、及び輸出製品の海外規制等に対する社会的リスクを低減するため、機構は、製品事故の未然防止、取引の円滑化等に貢献すべく、新たな分野の認定ニーズを含めた社会的要請に積極的に対応する観点から、

- a. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献(工業標準化法・計量法・製品安全 4 法等の法執行・支援業務、地球温暖化対策や環境測定等の分野を含めた計量・計測の信頼性確保のニーズ、国際的な試験所認定のニーズ、新規分野での認定ニーズなどに対する調査、及びこれらニーズに関連する認定システムの提供)
- b. 我が国の中核認定機関としての信頼性の向上等
- c. 標準物質に係る情報提供に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金収益 1,012 百万円、自己収入等(手数料収入)157 百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、1,174 百万円で対前年度比 22%の増となった。費用の内訳は他の分野に比べ人件費の割合が大きい支出構造となっている。



6. 当該事業年度の業務の実施状況

6.1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

A-1. 製品安全分野

A-1-1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

① 関係機関との連携による事故情報の収集及び事故原因の究明

○ 事故情報収集件数

年 度	事故収集件数 (注 1)	内 訳				
		事業者 等	経済 産業省	消費生活 センター	消防 ・警察	その他 (注 2)
平成 26 年度	2,955 (うち重大は 888)	1,075	1,203	309	334	34
平成 25 年度	4,226 (うち重大は 962)	2,203	1,240	442	316	25

注 1： 事故収集件数は延べ数であり、重複案件を含む
(重大事故件数は重複抜きの件数)

注 2： その他は、自治体、病院等からの通知及び WEB を含む新聞情報

平成 26 年度において 2,955 件の事故情報を収集した。事業者等から報告される同種製品で事故が多発する案件²が減少したこと等により、事業者等からの報告が前年度に対して約 51%(1,128 件)減少した。また、消費生活センターからの事故情報の通知は、事故情報の消費者庁一元化が定着しつつあることから、前年度に対して約 30%(133 件)減少した。以上のことから全体の収集件数は、平成 25 年度比 30.1%減少した。

○ 消防機関との連携強化

支援内容	件数	備考
火災調査職員の研修受け入れ (電気火災等実験見学会)	2 件	参加延べ人数 102 人 (34 消防局・消防本部)
火災調査技術研修	1 件	1 機関 28 人

消防機関と技術研修を実施し連携強化を図ることで、通知件数の増加及び火災原因調査の情報提供を受け、早期の事故原因究明を実施。

○ 発火燃焼案件にかかる調査については燃焼技術センターを中心に支所等への発火燃焼案件にかかる技術支援(個別案件支援、熔融痕解析、発火燃焼再現実験)を実施するなど重点的、かつ、効果的に取り組んだ。

○ 警察・消防機関が行う事故調査への参加による技術協力、消防職員への研修会への講師派遣など継続的に実施するとともに、製品事故情報の収集に対する協力要請を継続的に行ったことから、通知件数 334 件(平成 25 年度比 18 件増)となった。

○ マスコミ報道された火災事故に関して経済産業省から、消費生活用製品の関与の有無、火

² 平成 25 年度は、ベビーカーのアームレスト破損事故(658 件)、スチームアイロンの電源コード短絡事故(93 件)、AC アダプターの発熱事故(72 件)等があったが、平成 26 年度は、スチームクリーナー部品による軽傷事故(72 件)、AC アダプターの発煙事故(65 件)等であった。

災原因調査に関する状況等の照会を受けた際にも、消防・警察機関との良好な連携関係に基づき情報提供を受けることができたため、調査の効率化に寄与した。

○地域連携のための情報提供

講師派遣実績	派遣数	受講者数	派遣先
	67件	2,793人	警察・消防、消費生活センター、消費者団体

円滑な事故調査に資するため、地域の消防、警察、消費生活センターなどに講師を派遣し、製品安全に係る情報提供を継続的に実施。

○厚生労働省(安全対策課)が所管する「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」に参画し、消費生活用製品が原因と考えられる皮膚障害案件に関する医療機関からの情報提供先となり、新たな製品事故の情報源として確保した。

②高齢者や子供に関する事故情報収集の強化

○平成25年度より、経済産業省と連携し、消費者庁に対して医療機関ネットワークが収集した事故情報の機構への提供を働きかけた。

③事故情報に基づく調査等

○現場確認・事故品確認

	事故品確認・入手件数		現場調査	消防・警察との合同調査
		うち事故品入手件数		
重大製品事故	346	245	3	125
非重大製品事故	366	328	2	57

消防庁の通達や消防本部への働きかけによって消防との良好な連携を維持し、事故品入手、現場調査及び合同調査を実施した。

○事故調査の効率化

年度	3か月以内の調査終了率(%)
平成26年度	85.7
平成25年度	79.9

非重大製品事故の緊急性、多発性及び事故品確認の可否等を基準にして調査期間を設定するとともに、進捗管理を徹底することで調査期間が3か月を越える調査案件を減らし、事故調査の迅速処理を図った。また、事故原因究明に係る技術的知見の向上を図るため、事故原因とされる部品や材質・素材の詳細分析、事故品と同様の材質からなる類似製品の追加調査等を実施し、事故原因究明の精度向上に努めた。また、流通事業者から提供のあった修理情報を活用し、収集した事故と同一案件について、流通事業者と連携して製造・輸入事業者への対応を行うことで、事故調査の効率化を図った。

○リスク分析

事故情報収集件数	リスク分析を実施した件数	備考
2,955	2,476	事故受付時点におけるリスク分析

リスク分析(R-Map 手法³)を実施し、リスクが高い製品を優先的に調査した。

○リスク分析結果を経済産業省に報告した重大製品事故件数

消費者庁に報告された重大製品事故件数(注 3)	うちリスク分析結果を経済産業省に報告した件数	備考
1,054	720	事故受付時点におけるリスク分析

注 3：消費者庁に報告された重大製品事故件数は速報段階のものであり、追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除されたものを含む。

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告を行い、行政による事業者の改善措置の可否を検討するための有効な参考資料とし活用された。

○外部有識者の知見の活用

平成 26 年度における登録人数(人)	製品事故調査員	技術アドバイザー
	40	9

・事故調査を迅速かつ効率的に実施するため、技術分野や調査経験に応じて調査の依頼が可能な製品事故調査員を、事故原因分析結果の確度を高めるため技術アドバイザーをそれぞれ登録し技術的支援を得た。

○技術情報の共有化による調査能力向上のための環境整備

・事故発生メカニズムを十分に解明できていない案件について検証リストを整理し、データの取得、事故原因究明手法・技術基準の見直しのためのテーマ選定などにつなげるため、技術情報共有システム(せいあんちゃんねる)を構築し、担当者間で個々の案件について解明方法、手順など情報の共有化を図った。

④事故原因の究明、再発防止措置等

○事故原因究明の精度向上並びに迅速化及び効率化のための原因究明手法開発

テーマ	内容	実施年度	実施場所
リチウムイオンバッテリーに関連した製品の事故原因究明	今後事故の増加が懸念されるリチウムイオンバッテリーに関連した製品の事故原因究明に資するため、釘刺し圧壊、外部短絡充放電試験機、製品が燃焼する際に生成する有毒ガス分析のためのリアルタイムガス分析質量分析計等の整備を行い、リチウムイオン蓄電池の分析手段の多角化を図った。	平成 26 年度～	燃焼技術センター
製品からの VOC 等放散による事故原因究明技術の強化	事故原因究明に資するためのデータの蓄積のため、事故通知等のあった製品(3 件)の化学物質放散測定を実施し、データ蓄積が必要と考えられた製品群のうち、木質製品(本棚 2 銘柄)及び電子機器(液晶テレビ 3 銘柄、パソコン 1 銘柄)のデータを取得し整理・解析を行った。また、取得したデータ等は産業技術総合研究所と共有し、継続運営する委員会(2 回開催)で報告を行った。	平成 25～27 年度	北陸支所

³ R-Map 手法:縦軸「発生頻度」、横軸「危害の程度」としたマトリクス表を活用したリスク評価手法。大別して A, B, C の 3 領域にリスクが分けられ、A 領域は許容できないリスク領域、B 領域は様子見領域、C 領域は安全領域。

4 軸振動試験装置を使用した、自転車の破損事故原因究明技術の強化	自転車の破損事故の原因究明を行うため、ドラム式走行試験機により収集した自転車破損データ及び自転車の加速データを活用し、機構が製作・導入した4軸振動試験装置を用いて再現実験を開始した。	平成26年度～	九州支所
ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集	車輪の変形や車輪への異物巻き込みによる事故原因究明に資するため、車輪の変形に関するデータや車輪への傘等の異物巻き込みに関するデータの収集・調査を実施するとともに、自転車に加速度計を取り付け、段差乗り越えや速度の違いによる加速度データの収集、整理等を行った。	平成25～27年度	九州支所
電気製品のはんだ不良による事故とはんだ成分の調査	電子部品のはんだ不良による発火等の事故原因究明に資するため、事故品、事故同等品、中古製品等(47試料)を入手し、電源基板のはんだの成分分析、外観観察、内部観察等はんだの成分及びはんだ不良等のデータ収集を行った。また、はんだの経時変化を観察するため冷熱サイクル試験装置を整備し、データ収集範囲の拡大を図った。	平成26～27年度	中部支所
電源コード溶融痕の内部に生じる気泡の三次元解析	火災事故原因究明の確度を高めるため、前年度の半断線及びバーナ加熱による短絡痕に加え、束線、手撚り線による実験一次痕、炭火を熱源とした輻射熱による実験二次痕を作製し、X線CT装置により、溶融痕の体積を計測するとともに、内部に生じた気泡を大きさ別に5つのランクに分けて、発生状況に関するデータを取得し、サンプル集をとりまとめた(解析対象サンプルの数:約200個)。	平成25～26年度	燃焼技術センター
プラスチック劣化評価手法の開発	設計者の製品外郭材料選定に資するため、事故品の劣化状態を詳細分析したデータを蓄積・解析し、劣化による事故発生メカニズム(危害シナリオ)並びにGPC ⁴ 等の各種分析装置による分析手法及び試験条件を明確化し、劣化メカニズムを化学的に説明できるようになった。また、加速試験方法開発のため、屋外暴露試験(11月から3月まで)による紫外線劣化データを収集し、屋外暴露試験との相関性確認のための試験機による紫外線暴露加速試験を実施して劣化状態の解析を行った。	平成25～27年度	製品安全センター本部(大阪)

○事故発生メカニズム解明、技術データ取得等のための深掘り調査

省エネ等をうたったフライパン、釜等によるCO中毒の防止	加熱性や保温性を高めたという省エネ等をうたったフライパン、釜等(以下「エコフライパン」という。)のガスこんろ上で使用する調理用製品において、製品の使用中に一酸化炭素(以下「CO」という。)警報器が鳴動するといった情報が、機構に1か月で4件報告された(人的被害・物的被害なし)。一般的な構造のフライパン、釜等と比較して、その構造上、排出されるCO濃度が高い可能性があり、場合によっては死亡に至るおそれがあることから、経済産業省からの緊急要請に基づき機構が調査を行った。この結果、エコフライパンでは測定開始後、11分後にCO警報器が予備警報から確定警報に変化し、室内のCO濃度は、20分経過後には一般的なフライパンの約9倍となる500ppmを超えることを確認した。これを受けて、事業者は即座にリコールを開始。機構は事故の未然防止を図るため、緊急にプレス発表を行い、注意喚起とリコール品回収の呼びかけを行った。
-----------------------------	--

⁴ GPC:ゲル浸透クロマトグラフィー(ポリマーの性質を理解し予測するために使用される分析技術の一つ)

<p>難燃剤(赤リン)のサイレントチェンジによる発火事故</p>	<p>AC(交流)アダプターの二次側にある DC(直流)プラグ部分が発熱して変形する等難燃剤(赤リン)が添加された樹脂を使用する製品の事故が多発した。機構が調査した結果、設計仕様である臭素系難燃剤とは異なる赤リンが樹脂に添加されており、かつ、赤リンに耐水処理が施されていないため、湿気により絶縁劣化が生じたものと判明した。</p> <p>機構は事故の未然防止を図るため、部品メーカーが設計仕様とは異なる難燃剤に無断で変更していたこと、いわゆる「サイレントチェンジ」に着目し、機構が開催する製品安全業務報告会、マスコミ及び経済産業省が推進する製品安全対策優良企業表彰受賞企業で作る製品安全コミュニティに向けて発表し、事業者に対し注意喚起を行った。</p>
<p>変質灯油による製品事故</p>	<p>変質灯油が原因とされる石油ストーブの事象には、着火・消火不良、転倒時の安全装置不作動等がある。変質灯油は、見た目の着色だけでは見分けられないことが機構の調査で判明した。機器側では変質灯油に対する安全対策が困難なことから、灯油の変質に着目し、経済産業省の委託事業テーマとして提案し、変質の要因、保管について調査した結果、紫外線が灯油の変質に影響していることが判明した。この調査結果を機構は日本ガス石油機器工業会及び日本ポリエチレン製品工業連合会と共有し、変質灯油に対する安全対策を検討し、平成27年度も検討を継続することを確認するとともに、変質灯油による事故を防止するため、調査結果を踏まえた、灯油及び石油ストーブの保管方法について、消費者への注意喚起を行うためプレス発表を行った。</p>
<p>樹脂製折り畳み踏み台による破損事故</p>	<p>樹脂製折り畳み踏み台で、踏み台の上に降りた際に踏み台が破損し、足を骨折する事故が発生した。機構が調査した結果、製品の強度不足が判明したことから、その結果を当該製品の事業者へ通知。当該事業者は製品の自主回収を実施した。一方、市場では、多数の他社製の類似品が販売されており、同様に強度不足による事故発生が懸念されたことから、踏み台に対する JIS 等の規格・基準等が定められていない中、実使用を想定した機構独自の試験方法を開発し、類似品の耐久性を確認するとともに、いすとしても使用可能とする製品もあることから JIS(JIS S 1203 家具ーいす及びスツールー強度と耐久性の試験方法)を用いた衝撃性試験を実施して安全性の確認を行った。その結果、強度不足の製品が複数あることが判明。未然防止を図るため、経済産業省に報告した。</p>

○他分野との連携

- ・アコーディオンカーテンから放散される化学物質吸入が原因と考えられる事故調査において、製品から高濃度のイソホロンが検出されたことから、当該製品からのイソホロン放散速度を測定し、これをもって居室内の濃度推移の推定と化学物質のリスク評価書の作成を化学物質管理センターに依頼。評価の結果、放散初期にあつては吸入ばく露による慢性毒性のリスクが懸念されたことから、原因物質の可能性があるものと判断された。

○消費生活用品のリチウムイオン蓄電池に関する情報収集

- ・リチウムイオン二次電池の市場調査の委託を行い、輸入数量、原産国、電池パックの型番情報及びセルの定格電圧に関する情報を収集し、今後のリチウムイオン二次電池の予備実験対象の選定に活用。
- ・リチウムイオン二次電池を用いた製品の電子回路に関する調査を委託し、ノート PC は多重の安全設計がなされており、電動アシスト自転車については最低限の過充電・過放電保護は備えているが、安全設計に不安が感じられ、外付け電池パックについても温度に対する保護を備えていないが、充電レートが低いことから、相対的に危険は少ないと考えられることが判明した

○JIS Q 17025(試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項)の適合性維持

- ・マネジメントシステム文書の見直しによる改正版の発行、機構職員向けの研修(新規担当職員研修 4 人、計量管理研修 2 人、内部監査員養成研修 1 人)、試験実施部署における内部監査及び改善処置、試験設備及びその関連物品(約 2,400)の管理表更新、関連する技術基準・JIS 等の改訂状況の把握及び関係職員へ周知を実施した。

(2)安全レベルの質的向上

①安全設計のための国・事業者等への情報提供等

項目	件数	備考
「製品安全コミュニティ」への参画	2 件	経済産業省が推進する製品安全対策優良企業表彰受賞企業で作る製品安全コミュニティ(参画時点で 46 の大手及び中小製造・輸入・販売事業者、団体が加入)に参画。機構の事故原因分析結果を発表し、事業者に対し注意喚起を行った。
典型的な事故事例の整理	100 件	典型的な事故例を機構の事故情報から抽出し、事故原因と対策、事故発生シナリオ等を「製品事故 100 選」としてとりまとめた件数(発行に向けて手続中)。
重大製品事故の調査結果を踏まえてリスク分析を行った件数	334 件	平成 26 年度に機構が受け付けた重大製品事故を対象に、過去に同種事故のある案件について事故原因、再発防止措置等の情報を整理。
リスク低減策の検討	4 件	電源コード、石油ストーブ、カセットボンベ及び乳母車について、FTA ⁵ 及び ETA ⁶ を作成し、R-Map 分析と合わせて経済産業省へ提案。

②ヒヤリ・ハット情報の収集状況

○流通事業者(家電量販店及び総合小売店)から提供を受けた修理受付情報など 65 万 4 千件 について、テキストマイニング等の手法を用いて分析を行い、流通事業者の情報と機構の事故調査情報を互いに共有することで、流通事業者による迅速な製品の取扱中止や回収につながり、製品事故の防止を推進した。

クレーム情報・事故情報の解析により事故の再発・未然防止につながった例を以下に示す。

- ・スマートフォン等のマイクロ USB 充電端子の焼損情報を抽出し、家電量販店に情報提供するとともに、機構はプレス発表による注意喚起を行った。
- ・二重構造のステンレスタンブラーからの液漏れ情報を抽出し、家電量販店及び総合小売店に情報提供した結果、家電量販店から事業者情報を、総合小売店から同等品を迅速に入手することができ、機構の事故調査の、調査終了までの期間短縮に寄与した。
- ・蓄熱式ゆたんぼの樹脂容器破損情報を抽出し、総合小売店に情報提供した結果、当該製品が店舗から回収され販売中止となった。

③海外の関係機関との連携

項目	件数	備考
海外リコール情報の経済産業省への提供	57 件	日本での対策の有無を確認(うち 10 件の対策済みを確認)
日本における中国製品のリコール情報を中国に提供	9 件	現地工場に対する調査・安全性向上を支援

⁵ FTA:Fault Tree Analysis(故障の木解析)

⁶ ETA:Event Tree Analysis(事象の木解析)

国際会議(ICPHSO ⁷ ,ICPSC ⁸)への参加	2 件	ベルギー(平成 26 年 6 月) 米国(平成 27 年 2 月)(注 4)
欧州のリスク評価手法習得のための試験的評価(注 5)	132 件	製品の安全性調査のための潜在リスク評価

注 4: 海外の規制当局者とともにパネリストとして日本の製品安全施策を紹介し、メキシコ、韓国の規制当局者や米国の大手流通事業者とリコール回収率や電気用品安全法技術基準の改正等について意見交換を行った。

注 5: 平成 25 年度に実施した理事長との欧州訪問と各国関係者との意見交換の結果、事故の未然防止を図るためには、流通している製品の安全性調査(マーケットサーベランス)を実施することが有効であり、そのためには製品の潜在リスクを評価することが必要であるとのことから、すでに欧州で活用されている評価手法を導入するための試行を実施した。

④事故の未然・再発防止のための情報提供等

a. 発行物

項目	件数	備考
製品安全情報マガジンの発行	27 回	毎月第 2 及び第 4 火曜日にメール配信、平成 27 年 3 月末現在読者数 7,671 人
生活安全ジャーナル(Web 版)	1 件	前年度号比約 4 倍の約 40 万件のアクセスがあった。また、経済産業省主催の講座に活用された。
事故防止注意喚起リーフレット	5 件	子どもや高齢者といった特定の世代に向け、また、夏冬といった季節に多い事故を消費者にわかりやすくとりまとめた。消防、消費生活センターからの配布希望が多い。
社告・リコールリーフレット	2 件	特に注意が必要な、加湿器・除湿器・空気清浄機とハロゲンヒーターの社告、リコールリーフレットを作成
ミニポスター	13 件	プレス公表にあわせ、充電用コネクターの異常発熱、放射熱によるカセットこんろの事故、冷却スプレーで発火などを新たに作成。
その他雑誌等への寄稿	18 件	電気と保安(一般財団法人 関西電気保安協会)、安全と健康(中央労働災害防止協会)、主婦連だより(主婦連合会)など、4 社に寄稿。
取材等による雑誌等への記事掲載	23 件	日経ビジネス、日経ものづくり((株)日経 BP)、などの広報誌、弁護士ドットコムサイトなどに掲載。

b. プレス発表の報道実績

項目	回数	備考
プレス発表	13 回	毎月第 4 木曜日に機構において計 12 回実施及び投げ込みを 1 回実施。
新聞掲載	83 回	5 大紙 ⁹ 33 回、地方紙・専門紙等 50 回
テレビ等の報道	186 回	BS 含む全国放送 77 回、地方ローカル放送 107 回、インターネット 2 回

注意喚起情報がマスメディアを通じ広く国民に提供されるよう、映像(画像)をマスメディアに提供するとともに、各支所において地方版資料を作成し地元報道機関等へ配布した。また、配付資料には事故の発生メカニズムやその分析を盛り込むなど、企業・設計技術者が安全な製品を提供する上で参考となる情報提供を心がけた。テーマ選定については、

⁷ International Consumer Product Health and Safety Organization(国際消費者製品健康安全機構)

⁸ International Concrete Polishing & Staining Conference(国際消費者製品安全執行担当官会議)

⁹ 5 大紙: 読売、毎日、朝日、産経、日経

高齢者・子どもなど属性に応じた注意喚起、生活シーンに合わせた注意喚起に取り組んだほか、話題性の高いスマートフォンの充電用コネクタに関する注意喚起も行った。また、経済産業省からの緊急要請により、エコフライパンに起因するCO中毒による重大製品事故未然防止のため、機構は短期間の準備でプレス発表を実施し、消費者に注意喚起を行った。

c. その他の広報活動

項目	件数	備考
○主催又は共催		
業務報告会	2回	11月に開催。大阪265人、東京374人参加
社会人講座	30回	主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同開催(生徒数 東京:48人 大阪:37人)
講師派遣	17回	経済産業省と共催の製品安全セミナー及び経済産業省主催の電気用品安全法セミナー(参加者延べ2,128人)
○依頼による実施		
中小家電販売業団体への講師派遣	5回	「全国電機商業組合連合会」と連携し、地域密着型のリコール情報伝達の重要性等について啓発(受講者延べ人数140人)
公共団体等への技術研修(再掲)	67回	消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修(受講者延べ人数2,793人)
大学、業界団体等への講師派遣	32回	大学、業界団体等及びその他各種団体等への講師派遣(受講者延べ人数2,485人)
国、自治体等主催の展示会	54回	国、自治体及び消費生活センター主催の「消費生活展」など全国で出展

⑤製品事故原因究明分析結果等の活用

項目	件数	分析結果及び制度見直しに係る提言項目
経済産業省への分析結果等の報告	285件	a. 事故多発傾向が疑われる案件についてリスク低減の観点から提言 b. リコール後に事故が発生した案件についてリスク低減の観点から提言 c. 経年劣化が疑われる案件についてリスク低減の観点から提言

(3)技術基準・規格等の提案活動の強化

①製品の安全確保のための標準化

テーマ	実施年度	実績
折り畳み自転車(注6)	平成26年度	フレームの折り畳み機構部に関して事故低減のための方策を策定し、関係業界に提言を行った。
靴(注6)	平成26～27年度	滑りによる事故の低減を行う方策を提言するため、耐滑試験機を導入し、基本的なデータの取得を行った。
乳幼児用製品に関する共通安全対策(構造一部分の外れ)	平成26年度～	危険源となる部品の外れを測定する方法を開発し、規格案を作成した。

注6:平成25年度に行った消費生活用製品のリスク分析結果から選定

②国際標準化活動

出席会議	実績
IEC/TC89 (International Electrotechnical Commission/Technical Committee89:国際電気 標準会議/耐火性試験 に関する専門技術委員 会)関連	WG12 会議(伊)に出席し、機構が開発し IS(International Standard)化提案 中のプラスチック燃焼試験方法に対する 1 回目のラウンドロビント結果 を報告し、精度データ取得のための 2 回目のラウンドロビント(7 機関)を 提案して承された。 IEC/TC89 及び同 WG12 会議(米)に出席し、2 回目のラウンドロビント の 5 機関分の試験結果を整理し、経過報告を行った。 その後、ラウンドロビントの残り 2 機関分の試験結果を含めた最終結果 を取りまとめた。この間、DTS(Draft Technical Specification)投票が行われ た結果、第 2 版の TS(Technical Specification)が発行されることが決定した (関連国内委員会 5 回出席)。
シルバーカー国際標準分 科会・車いす座位変換機 能国際標準分科会(日本 福祉用具・生活支援用具 協会(JASPA)開催)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(製品の安全性に係る項目は、機 構の意見に基づき規格原案が作成された。)

③民間団体への技術支援等

出席会議	実績
JIS Z 8051(安全側面—規格への導入 指針改正原案作成委員会((一財)日本 規格協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献。用語及び定義(リ スク、ハザード、危害を受けやすい状態にある消費者等)、リス クアセスメント及びリスク低減の反復のプロセスの図などの正 確な翻訳に貢献した。
「車いす用可搬型スロープ」JIS 原案作 成委員会	委員会委員長として規格案の作成を主導し、製品の安全性 に係る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成され た。
「移動・移乗用リフト—第 1 部～第 5 部」 JIS 原案作成委員会	委員会委員長として規格案の作成を主導し、製品の安全性 に係る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成され た。
車いす(手動車いす、電動車いす及び ハンドル形電動車いす)に関する JIS 原 案作成委員会(日本福祉用具・生活支 援用具協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(製品の安全性に係 る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成された。)
ISO/IEC ガイド 50—子どもの安全指針 JIS 原案作成委員会((一財)日本規格 協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(事故情報の知見を 活用し、誤訳を指摘・修正した等)。
子ども服の安全性 JIS 開発委員会((一 財)繊維評価技術協議会)	委員を派遣し、規格・基準、Q&A の作成に貢献(リスクアセ スメントの手法に JIS Z 8051、「リスクアセスメント・ハンドブック(経 済産業省)」などを盛り込んだ)。
ブラインド、カーテンのひもの安全性に 関する JIS 規格原案作成委員会((一財) 建材試験センター)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(ISO/IEC ガイド 51 の定義による「合理的に予見可能な誤使用」を規格に盛り込 むように提言した)。
乳幼児用品(乳幼児用ハイチェア)専門 部会((一社)製品安全協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(機構が作成した乳 幼児の身体挟み込み試験方法を取り入れた。)

※平成 26 年度に委員として参加した 28 委員会のうち、主なものを抜粋。

④電気製品の安全基準・基準体系のあり方

- ・民間団体が作成し、平成 25 年度に性能規定化された電気用品安全法の技術基準に整合
するとして経済産業省に対して採用要望のあった整合規格案について、経済産業省の指示
の下、期日までに技術評価を的確に実施し、経済産業省による円滑な整合規格案の技術
審査業務に貢献した(14 規格)。
- ・当面の間、性能規定に整合するとして事業者が使用することができる旧技術基準について、

性能規定化された技術基準との整合性を確認し、経済産業省の適正な行政施策に資する資料をとりまとめた。

- 電気用品の規制対象品目の大括り化(包括化)及び事業者の法令業務負担の軽減について、関係業界団体等と検討を実施し、経済産業省の制度見直しの検討に資するための中間報告を行った。

(4)製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

①重大製品事故の原因究明

- 重大製品事故の原因究明調査については、優先度に従って調査を実施するとともに、効果的な再発防止策実施のため経済産業省等と緊密な連携を図りつつ、迅速な調査を行った結果、次のとおり事業者による効果的な再発防止策につなげた。

○事業者の対応事例

製品	内容	備考
エアコン及び空気清浄機の事故調査	当該製品を焼損するエアコン及び空気清浄機の火災事故について、消防と機構で合同調査を実施。機構が事故原因を解明したことで、事業者は事故防止を図るため、ホームページへの情報掲載、新聞社告等を行い点検・修理部品の交換を実施した。	対象台数 エアコン 261,199台、 空気清浄機 576,144台
電動アシスト自転車用バッテリー	充電中の当該製品から発火した事故について、当初事業者は原因不明として市場措置を行っていなかったが、機構が事故原因を解明したことで、当該事業者は、ホームページ、販売店等への協力要請による製品交換を実施し、事故の再発・未然防止を図った。	対象台数 28,959台
コーヒーメーカーの事故調査	当該製品から発火し、周辺を焼損した事故について、事業者は原因不明としていたが、機構が事故原因を解明したことで、製造事業者は、ホームページへ情報掲載、新聞社告等を行い、無償で点検・修理を実施した。	対象台数 1,280台

○行政施策への反映事例

トラッキングに関する規制強化に反映	機構の事故情報等を国に提供することで、差込プラグの耐トラッキング性に関する電気用品安全法の技術基準が一部の電気用品から全ての電気用品に拡大強化された。	平成27年1月 16日改正
-------------------	---	------------------

②経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等

○通常立入検査

立入検査区分	実施件数 ／指示件数	備考
工業標準化法に基づく立入検査	46件/46件	対象レディミクストコンクリート
製品安全4法 ¹⁰ に基づく立入検査		
消費生活用製品安全法	45件/45件	検査不能3件含む。ただし、廃業等調査は実施。
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	12件/12件	
ガス事業法	6件/6件	検査不能1件含む。ただし、廃業等調査は実施。
電気用品安全法通常立入検査	147件/147件	検査不能9件含む。ただし、廃業等調査は実施。

○緊急立入検査

¹⁰ 製品安全4法:消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

立入検査区分	実施件数／指示件数	備考
電気用品安全法 緊急立入検査	3件/3件 (うち2件は 同行)	大手ホームセンターが輸入・販売していた製品が電気用品安全法に違反している可能性があったことから、経済産業大臣より機構に緊急立入検査指示があり、当該立入検査を機構職員が中心となり経済産業省及び近畿経済産業局の職員とともに短期間で(通常体制で約200日間を要する製品数であるところを6日間で)1,623製品(99品目)に対する法令遵守状況の調査を行い、1,557製品(81品目)の違反を確認した。その結果、経済産業省による当該事業者に対する速やかな行政処分に貢献した。

○工業標準化法に基づく試買検査

- ・試買検査(レディミクストコンクリート、刈払機用回転刈刃、静電気帯電防止靴、産業用安全帽、保護めがね)を実施し、報告書を作成し、その結果を経済産業省に提出した。

○計量法に基づく指定製造事業者制度運営

- ・計量法に基づく指定製造事業者制度によって経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査結果報告書等の書類の整理・更新を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施した。(200件)
- ・立入検査結果報告書等を取りまとめ、立入検査結果総括表等の審議資料を作成し、指定製造事業者判定委員会へ提出した。(1件)
- ・経済産業省からの調査依頼に対し、指定製造事業者に関する調査を行い、支援を着実に実施した。(100件)

- 経済産業大臣から適合性検査の依頼があった場合に備え、設備機器の適正な維持管理に努めるとともに、適合性検査に必要な技術を維持するために若手職員を対象に外部及び内部研修を実施した。

A-1-2. その他

- 消費者への注意喚起について、国民生活センターと月1回の実務者会議を開催しテーマの重複がないよう事前に情報交換を行った上で、機構の調査結果を反映した適切なテーマを選定し効果的な情報提供を実施した。
- 国民生活センターと機構が同一案件を調査する際、国民生活センターが事故品を入手済みの場合にはテスト結果を国民生活センターから入手した上で追加調査を実施し、機構が調査済みの案件については調査結果を国民生活センターに提供することにより調査の効率化に努めた。(国民生活センターからのテスト結果入手件数:11件、機構からの情報提供件数:3件)
- 国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(炭酸水製造装置の破裂、スポーツ用自転車に関する注意喚起等)に委員として出席し、テスト結果の検討に協力した。
- 平成23年5月17日に締結した協定については、これを維持した。

A-2. 化学物質管理分野

A-2-1. リスク評価に基づく化学物質の管理

(1) 化学物質のリスク評価等

平成 21 年に改正された化審法で新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理¹¹の着実な施行を支援するため、平成 26 年度は以下のとおりリスク評価に必要な各種データを整備しつつ、前年度から実施してきたスクリーニング評価、リスク評価Ⅰに加え、より詳細なリスク評価Ⅱをはじめて実施した。

① 以下のリスク評価等に必要な情報の整備を実施した。

性状情報の整備等	新たに物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	278 物質
製造/輸入数量等の技術的確認と集計等	平成 27 年度版化審法辞書に掲載したレコード数 うち、追加、変更及び削除したレコード数	(全数)97,091 件 うち、4,801 件

② 以下の一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価に係る業務を実施した。

一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,897 物質
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,699 物質
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり) 7,162 物質
		生態影響: 7,140 物質
ヒト健康影響: 6,816 物質		
	類似した物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から、スクリーニング評価単位を検討した物質数	368 物質
優先評価化学物質のリスク評価の実施	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質のリスク評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり) 140 物質
		生態影響: 45 物質
		ヒト健康影響: 111 物質
	優先評価化学物質について、リスク評価Ⅱを実施した物質数	合計 3 物質
		生態影響: 2 物質
		ヒト健康影響: 1 物質

(優先評価化学物質のリスク評価(評価Ⅱ)の実施)

- 優先評価化学物質 3 物質(ビスフェノール A、イソプロペニルベンゼン及びクロロエチレン(塩化ビニル))のリスク評価Ⅱを改正化審法に基づいて初めて実施した。スクリーニングレベルの評価で大臣指定(優先評価化学物質)されていたクロロエチレン(塩化ビニル)が、機構が実施した PRTR 排出量データなどを活用したリスク評価Ⅱの結果、指定を取り消すことが厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3 省」という。)の審議会で決定された。
- 優先評価化学物質のリスク評価の指針(技術ガイダンス)を機構版(平成 26 年度各章合計アクセス数 約 94,000)をもとに 3 省と調整し機構が中心となり素案を作成した。また、化審法リ

¹¹ 従来の法制度ではハザードに基づく規制であり、物質の用途や環境排出・暴露量にかかわらず、物質として人や生態系に有害な影響を与える「有害性」が認められた化学物質は規制から外れることはなかった。今般の改正化審法は、有害性と暴露量とを比較することで人や生態系への影響の可能性を評価するリスクに基づいた化学物質管理制度である。スクリーニング評価から徐々に対象物質を絞りこみ、より詳細な評価のステップを踏むことにより、リスクのレベルに応じた段階的な管理を可能にするとともに、現状の管理でリスクの懸念のないことが明らかとなった物質は対象外とする制度に移行した。ハザードベースからリスクベースの管理への転換は世界的な趨勢であるが、国が主体となって網羅的かつ詳細なリスク評価を行い法規制に反映した例は世界的にも例がない。

スク評価ツール(PRAS-NITE)(平成 26 年度ダウンロード数 約 520)に反映し公開した。

③ 以下のリスク評価手法の精度向上等の検討を実施した。

(用途情報の解析)

○機構及び環境省が合同主催した「化審法の環境排出量推計手法検討会」(全 4 回開催)において、3 省の審議会にて課題とされた長期使用製品の使用段階からの排出推計を可能とするため、可塑剤と酸化防止剤(各 1 物質)の詳細な検討を行った。

○機構がホストとなり、OECD 暴露評価タスクフォースを日本(機構内)で開催した。11 カ国の OECD 加盟国、EU、OECD 事務局、他 BIAC(経済産業諮問委員会) や日本側関係者を含め総勢 50 名が参加。機構が中心となって検討を行っている、欧州及び米国それぞれで使用されている用途分類を比較し、用途のカバー範囲の重複や漏れがないかを確認する「マトリックスプロジェクト」の進捗を報告した。

(評価手法の改良案)

○化審法における低生産量新規化学物質の特例制度に関し、10 トンというすそ切り値の妥当性等について、リスク評価の知見を活かしてシミュレーションを行い、経済産業省に制度改善の方向性について提案を行った。

(2)新規化学物質の審査等

化審法に基づく新規化学物質の審査業務支援、優良試験所確認制度(GLP¹²制度)(優良試験所基準)制度に係る技術支援、化学物質審査支援システムの整備、公示名称作成等を実施したほか、経済産業省からの要請に基づき新規審査の合理化を実現した。

① 以下の、新規化学物質の事前審査・確認、合理化に係る業務を実施した。

新規化学物質の 事前審査等	届出された分解性、蓄積性等の試験データ等の確認件数	391 件
	事業者からの技術的事項の問い合わせ対応件数	488 件
新規化学物質の 事前確認等	少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認、数量調整作業等件数	35,953 件
	中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数	205 件

(新規化学物質審査等の合理化検討)

○新規化学物質の事前審査において、機構が過去に試験されたイオン性化合物について、測定値と生物濃縮係数の関係を解析し、logD¹³を用いた生物蓄積性の合理的な評価方法及び運用案を審査の質を確保した上で 策定し、3 省に提案し採用された。改正 OECD テストガイドライン 305 の試験結果を審査に適用できるかどうか約 800 物質の過去の試験データを活用・解析し、判定基準案を審査の質を確保した上で 策定し、3 省に提案し採用された。また、少量中間物制度運用開始にあたり、合理的かつ必要最低限のデータセット案を確認の質を確保した上で 策定し、3 省に提案し採用された。

イオン性化合物の蓄積性審査	試験期間：約 6 か月 → 約 1 か月	試験費用：約 700 万円 → 約 100 万円
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数：約 4 割減	試験費用：約 700 万円

¹² GLP: Good Laboratory Practice の略。化学物質の安全性データの信頼性を確保し、試験を実施する施設が備えるべき設備、体制、操作手順などに関する基準。(OECD にて採択)。

¹³ logD: イオン性化合物に対しての中性(pH=7)で測定したみかけのオクタノール/水分配係数の対数値。

		→ 約 450 万円
少量中間物制度	申請書類： 約 1/4 約 25 頁	→ 約 6 頁

② 以下の GLP 査察等の業務を実施した。

試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書(案)作成件数	2 件
-------------------------------	-----

○2件のGLP査察のうち、1件は農薬GLPとの合同査察を実施し、通常、試験施設が関連法令の下で個別に(各2～3日間)受ける査察を、合同実施により2日間に短縮した。

③ 以下の化学物質審査支援システム(3 省データベースシステム)の整備に係る業務を実施した。

なお、厚生労働省及び環境省の委託事業としても実施した。

審査用資料及び審査シートの入力件数	572 件
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	380 件
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,204 件
報告された有害性情報のデータ入力件数	217 件
低懸念ポリマー(PLC)届出物質のデータ入力物質数	134 物質

④ 以下の公示名称の作成に係る業務を実施した。

公示名称案の作成	新規審査判定後 2～3 年経過した物質に対し名称付与した物質数	236 物質
	新規審査判定時に名称付与した物質数	239 物質
	優先評価化学物質候補物質に対し名称付与した物質数	14 物質
公示名称案の確認	厚生労働省が作成した安衛法に係る公示名称案を確認した件数	966 件

○「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)による化審法と労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)の化学物質の名称公示における命名法の共通化の要望を受けた安衛法と化審法の公示名称統一にかかる作業を本格的に実施するための体制を整えた。

⑤ 以下の国内外の情報の調査及び OECD 等活動への参画と有害性等予測手法の調査、検討を実施した。

分解性、蓄積性、反復投与毒性の予測手法の調査・検討	分解性及び蓄積性 QSAR による予測結果資料を作成した物質数	341 物質
	有害性評価支援システム統合プラットフォーム(HESS ¹⁴)に係る講習会の開催回数	2 回
	OECD HPV chemical ¹⁵ 等の反復投与毒性試験データ、毒性作用機序情報及び医薬品の反復投与毒性試験データの HESS への追加物質数	78、14、50 物質
	化学物質 in silico 評価 ¹⁶ 検討会の開催回数	3 回

¹⁴ HESS: Hazard Evaluation Support System Integrated Platform の略。有害性評価支援システム統合プラットフォームのこと。化学物質間のデータの比較や分子構造などにより、化学物質の分類を行うことで未試験化学物質の反復投与毒性の評価を支援するシステム

¹⁵ OECD HPV Chemicals: OECD でリスト化された高生産量化学物質(HPV(High Production Volume) Chemicals)。

¹⁶ In silico 評価: 試験管内試験(in vitro)や動物試験(in vivo)ではなく既存のデータをもとにコンピュータを用いた物理化学的性状や有害性の評価のこと。構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の他、代謝や

(国際会議への出席、国際的な検討事項への対応)

- OECD の会合(GLP 作業部会、QSAR Toolbox マネージメントグループ会合等)に参画し、日本代表の一員として、日本の GLP の実態や機構が開発した HESS 予測手法などを情報提供するとともに情報収集・意見交換等を行い、経済産業省に報告した。
- 職員を OECD に出向させ、化学物質管理に係る当機構の構造活性相関手法((Q)SAR)に係る知見を中心に国際的取組みに貢献した。

(3)立入検査等

- 経済産業大臣からの指示等に基づき、以下を実施した。

中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	30 件
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	14 件
3 省と協力して策定した立入検査計画案(平成 26 年 9 月から平成 27 年 6 月まで)の件数	31 件

A-2-2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

- 化管法の施行を支援するため、事業者から届けられた化学物質排出移動量等の電子計算機への記録、集計、公表用資料の作成等を行うとともに、事業者における化学物質の自主管理を促進するため、PRTR¹⁷マップの公開、事業者向けの講師派遣、国内外の情報収集提供等を行った。

- ① 以下の化管法に基づく届出の集計等の業務を実施した。

届出データの記録・集計と公表用データ等の作成	届出データの記録・集計件数	35,974 件
照会対応、普及啓発及びデータ解析等	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問合せ対応件数	約 700 件
	PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 4,600 件
	化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数	約 222 万ページ
	自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	1 回(2 日)
	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1 回(3 講座)
	事業者向けの自治体主催の講演会への講師派遣回数	10 回
	自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数	12 物質

(届出データの記録・集計と公表用データ等の作成)

- 化管法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行った。
- PRTR データの内容確認を行い、排出・移動量データの精度を向上した。
- 国から提供されたすそ切り推計及び非点源推計結果を合わせた公表用データ等を作成し

毒性メカニズムなどデータ・情報の統合の体系化等を含む。

¹⁷ PRTR: Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

た(国から3月6日に公表)。

(照会対応、普及啓発及びデータ解析等)

- 平成25年度公表のPRTR届出データを用いた過年度との比較(10年間)報告書を作成、ホームページから公表した。
- 大気中の化学物質濃度の情報を表示するPRTRマップについて、これまで5km単位のメッシュで表示していたが、平成23年度公表以降のPRTRデータを用いた1km単位のメッシュ表示を新たに開発し公表した。これにより、地域の工場周辺や沿道の化学物質のより詳細な濃度予測を可能とした。
- PRTR届出成支援プログラムWeb版の普及のため、講演会やホームページでの広報を行った。

② 以下の電子届出の利用に係る業務を実施した。

電子届出 の利用率	PRTR届出における電子届出率	約56%
	電子的に処理可能な届出率 (電子、磁気、二次元コード付き書面)	合計76%(56%、1%、19%)

- 届出の電子化率のより一層の向上に向け、平成25年度及び平成26年度に届出のあった約2万の事業者に対して、電子届出利用促進のためのダイレクトメールを配布した。

③ 以下の国内外の情報収集を実施した。

- 平成26年10月に開催されたOECDのPRTRタスクフォース会合において、議長からの要請に応じ、PRTRデータ活用の世界的先進事例として、PRTRマップを紹介した。諸外国には多数に及ぶ化学物質の濃度情報をマップ表示する類似のシステムは存在せず、参加各国や国際機関から高く評価された。なお、PRTRタスクフォース会合の内容等について経済産業省に報告した。

A-2-3. 化学兵器に係る国際約束の担保

- 化学兵器禁止法における経済産業大臣の指示に基づき、以下のとおり国際機関による検査の立ち会い、立入検査等を実施した。

国際機関による 検査等の立会 い業務等	化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立ち会い実施件数	25件
	うち、現地での対抗分析 ¹⁸ 実施件数	うち2件
	化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査件数	8件
事前調査	事前調査の実施件数	22件
	実態調査の実施件数	4件

① 以下の国際機関による検査等の立ち会い業務等を実施した。

- 化学兵器禁止法第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立ち会いでは過去最高の25件(表2剤6件、表3剤1件、有機化学物質18件)に対応した。

¹⁸ 対抗分析：国際査察団が実施する事業所での試料採取分析に対し、立ち会い側も同じ方法で分析を行い査察団による分析データを検証すること。

○分析付き国際検査は通常年 1 回のところ、平成 26 年度は 2 回(過去最高)の検査要求に対し、ともに現地対抗分析として実施した。現地対抗分析の模擬訓練と綿密な事前調査により、通告から限られた時間の中で分析機器の梱包・輸送、現地でのスペース、電源の確保等を行い、国際検査立ち会い開始以来はじめて現地で一度に 6 サンプルもの対抗分析を実施した。また、分析手法については平成 26 年度から新たな前処理方法が導入されたという状況において対応可能な体制を整えた。

② 事前調査を実施した(表を参照)。

③④国際検査の現地分析に新たに前処理方法が導入されたことに伴い、当該前処理方法に必要な装置及び器具を導入し試行を実施し、2 回目の現地対抗分析において当該前処理方法が実施できる体制を構築した。また、事業者等が保有している表 1 剤の廃棄処理については、主に処理後の分析について参考文献等を入手し査読することなどにより、熟練職員から若手へ技術移転した。

A-2-4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

(1)化学物質の安全性等の情報の整備提供

○化学物質の物理化学的性状、ハザード情報、暴露情報、法規制情報等化学物質管理に必要な情報を収集、整理し、提供した。また、日 ASEAN の政府間会合、人材育成等に参加するとともに、韓国及び台湾の化学物質管理の中核機関との協力協定(MOU)の締結等により、経済産業省が推進する「アジアン・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想」の実現に貢献した。

①以下の CHRIP²⁰等の情報整備と提供に係る業務を実施した。

CHRIP の情報整備と提供	CHRIP の情報更新回数		10 回
	CHRIP の情報更新データ数	情報追加	約 44,000 件
		情報修正	約 15,000 件
	CHRIP の閲覧ページ数		約 1,124 万ページ
GHS ²¹ の情報整備と提供	使用方法や提供している情報に係る説明会の開催回数		8 回
	GHS 分類結果追加物質数		152 物質
J-CHECK ²² の情報整備と提供	GHS 分類の英語翻訳の掲載件数		1,144 物質
	J-CHECK の情報更新回数		6 回
	分解度試験、濃縮度試験、分配係数試験、生態影響試験のデータ(IUCLID 形式)の追加件数	日本語	約 3,400 試験 (約 71,000 項目)
		英語	約 5,600 試験 (約 158,000 項目)
J-CHECK の閲覧ページ数		約 300 万ページ	

(GHS の情報整備と提供)

²⁰ CHRIP: Chemical Risk Information Platform (化学物質総合情報提供システム)

²¹ GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

²² J-CHECK: Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database 化審法を所管する 3 省が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため共同で作成したデータベース。3 省が有する試験データ等を公開。

- 既存の分類結果(日本語版・英語版)に分類結果の有用性の向上のため、ラベル要素の「注意書き」の欄を追加し、各項目の区分に対応するHコード及びPコード²³情報を記載した。
- アジアへの日本型化学物質情報基盤構築の一環として、これまでも毎年 200～500 物質の GHS 分類結果の英訳を行い公開していたが、GHS 分類結果のうち英訳していなかった物質全ての英語版を公開し日本語版とほぼ同じ情報を提供し、英語による GHS 情報を充実させた(表を参照)。機構が英語翻訳・公表している分類結果は、国連 GHS 専門家小委員会の日本代表委員から高く評価されているとともに、各国から非常に高い注目がある中、平成 26 年 12 月の同小委員会に機構職員が出席し紹介した。

(有害性等調査に関する業務)

- 化学物質の有害性等に関する情報整備と提供を目的として、「化学物質評価の促進に係る有害性等調査に関する業務」を実施し、約 1,000 物質について暫定的な有害性評価を行い、評価した有害性等の情報提供のあり方について検討した。
- ②以下の新たな情報の追加及びシステムの整備を実施した。
- ユーザの利便性の向上や、SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)やラベル作成者への支援を拡充するため、GHS 情報の検索及び物質リストを CHRIP に統一するとともに、厚生労働省等の要望を受け、GHS 情報に「職場のあんぜんサイト²⁴」のモデル SDS へリンクを追加するなどの改修を行った。
- 次期 CHRIP については、これまでの CHRIP の課題・問題点や日 ASEAN ケミカルセーフティデータベース(DB)の統合を踏まえ、柔軟な情報の追加や日 ASEAN ケミカルセーフティ DB と統合するための開発を開始した。
- 独立行政法人科学技術振興機構(JST)や日本化学工業協会など関連する機関と連携に向けた意見交換を行った。JST と相互のシステムの課題と具体的な連携の方向性の整理を行い、機構からは化審法及び安衛法の告示情報のデータ提供を開始した。

- ③以下の化学物質管理情報の収集・整理及び国際情報基盤整備支援に係る業務を実施した。
- アジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、AMEICC(日本・ASEAN 経済産業協力委員会)傘下の会議等に参加するとともに、ASEAN 各国の化学物質法規制等情報を共有するための日 ASEAN ケミカルセーフティ DB について、ASEAN 各国の人材育成への貢献と CHRIP 等のデータベースの運用経験を評価された機構が平成 28 年度からの運用機関として AMEICC の場で承認され、システム開発に着手した。日 ASEAN ケミカルセーフティ DB は、日 ASEAN 経済大臣会合(AEM-METI)共同メディアステートメントにおいて評価・歓迎されるとともに、これにより機構からアジア域内の化学物質管理情報(各国規制情報、GHS 等)を一元的に提供する体制が構築された。

²³ Hコード(Hazard statement code)及びPコード(Precautionary statement code)は、国連 GHS 文書により規定されたコードであり、それぞれ「危険有害性情報」、「注意書き」にあたる。

²⁴ 職場のあんぜんサイト：労働災害統計や災害事例、労働安全衛生法に基づいて公表された化学物質等の労働者の安全衛生に関する各種情報を発信するために厚生労働省が運営するサイト。

- 経済産業省がタイ及びベトナム政府と締結した覚書(MOC:Memorandum of Cooperation)に基づく政策対話等に参加(11月、2月)し、機構の化学物質管理に関する役割、DB やリスク評価等に関する技術的な説明(計5回)を行い、今後の協力について意見交換を行った。
- 柔軟な対応が可能な独立行政法人の強みを活かし、韓国及び台湾の化学物質管理の中核的機関である、KCMA(韓国化学物質管理協会)及び SAHTECH(安全衛生技術センター(台湾))と機構が化学物質管理制度の情報交換と協力に関する MOU を締結した。新たな制度運用が始まる韓国、台湾の法施行支援機関との連携により、機構から国内事業者への情報提供を開始した。これらの連携は、世界的にも有名な化学系情報誌である Chemical Watchなどの記事にもなり、日本の産業界からも歓迎された。今後、継続的に会合を持ち、互いに化学物質管理制度について、指定物質等のリストを含む法令等の制定・改正や運用等に関する情報交換及び協力を行うこととなった。
- 継続的に実施している米国環境保護庁(EPA)とテレビ会議による情報交換を平成26年度は2回実施し、職員の長期派遣研修を通じた情報交換も実施した。
- ChemCon(化学物質規制法及び貿易側面に関する国際会議)(2回)、ICCP(化学物質管理に係る国際会議)、日中韓化学品サミット、化学品管理フォーラム、ベトナム化学品庁主催の企業向けセミナー及び JICA 主催の化学物質管理研修(国内)、知の市場(国内)など国内外のセミナー・研修会等において、機構のHPより公表しているGHS情報、CHRIPなどについて情報提供を行った。
- 以上の成果を含むHPの海外関連情報を充実し、外部への情報発信を拡充した。

④以下のナノ材料の安全性等に係る業務を実施した。

(ナノ材料の安全性の調査等)

- ナノ物質に関する情報については、OECDにおける工業用ナノ材料に関する作業部会会合及びワークショップに参加し、ナノ材料のGHS分類方法の国際的整合に関する情報を収集し、経済産業省への情報提供を行った。

(経済産業省への化学物質管理に係る情報の提供・提案)

- 経済産業省が実施する、化審法・化管法見直しの勉強会及び検討委員会、技術戦略マップの検討、大学連携事業及び委託事業等について検討の段階から参加し、リスク評価手法、化管法物質選定基準等に係る機構が蓄積している高い知見をもとに経済産業省に情報提供や技術的な提案をした。

(製品経由の化学物質のリスク評価手法の調査等)

- 消費者製品含有化学物質のリスク評価を慢性影響だけでなく、急性影響や製品事故等にも展開するために製品安全センターが受理した事故情報等から3物質(ホルムアルデヒド、イソホロン、ジフェニルメタンジイソシアネート)を選定し、製品事故時のリスク評価及び一般消費者のリスク評価を実施した。このリスク評価結果は、製品安全センターの事故原因究明に貢献した。また、これらのリスク評価を通じて、製品安全センターと意見・情報交換を行い、リスク評価手法の改良や事故調査における情報収集のあり方等について検討を行った。

- 日本国内において消費者製品含有化学物質(成形品を含む)の定常状態の暴露評価を実施可能な現在唯一のツールであるCHEM-NITE ver.2の作成・公開を行った。また、併せて

同ツールの英語版(CHEM-NITE ver.2e)も作成・公開した。これまでのCHEM-NITEは、GHSラベリングに係る調剤製品(塗料、接着剤等)を対象としていたが、いくつかの物質・製品の暴露評価の経験を踏まえて機能を精査し、成形品を含む消費者製品を対象とするよう拡張した。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

(リスクコミュニケーションのための情報の整備、提供)

- 自治体等が主催する講演会等において(参加者は、事業者が主)、ホームページから提供しているPRTRマップやPRTRデータ分析システムを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する説明を行った(全国で計10回)。
- 自治体職員に対し、機構主催のPRTR事務処理講習会や、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTRデータに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。

(広報、情報提供の推進)

【講師派遣・展示】

- 内閣府等とシンポジウムを共催するとともに、主婦連合会と共同で社会人講座を開講(講師派遣13回)するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。
- 製品安全センターが主催する消費生活センター等との連絡会議(全国9カ所)に出席し、地方自治体の消費生活センター等の担当者に製品含有化学物質のリスク評価の方法及び評価に必要な情報について説明するとともに、CHRIPやGHS情報の活用方法を提供した。
- 2014 洗浄総合展において、機構が提供している化学物質管理に関する情報について展示を行った。
- その他に、機構主催の講習会を6回及び、講師派遣を30回実施した。

【ホームページ、メールマガジン、リリース】

- 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。特に重要な情報はニュースリリースの形態で発信を行い、平成26年度は16件のリリースを行った。また、化学物質に関する事故等についての報道機関からの問い合わせに対応した。
- リリース等の情報提供の結果、専門紙を中心に9回の新聞掲載、7件の雑誌掲載があった。
- メールマガジン「NITE ケミマガ」の配信(電子メールを利用)を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した(読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である)。また、「NITE ケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成27年3月末現在約5,500名(平成25年度比約500名増)となった。

【その他】

- 化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約1,000部)やCHRIPパンフレット(約1,100部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約2,800部)等の配付を行い機構の活動の理解促進に努めた。

A-3. バイオテクノロジー分野

A-3-1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務を確実に実施。

① 申請書類の事前審査等の審査支援

		平成 26 年度	平成 25 年度
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数		265 件	228 件
内訳	GILSP(優良工業製造規範)相当微生物	253 件	228 件
	カテゴリー1 ²⁵ 相当微生物、動物、植物	12 件	平成 26 年度より新規
産業構造審議会製造産業分科会バイオ小委員会への審査支援		3 件	1 件
事業者からの照会等への対応件数		82 件	84 件
内訳	事前相談	14 件	9 件
	電子メールによる問い合わせ	35 件	33 件
	電話による問い合わせ	33 件	42 件
GILSP 告示の原案作成件数		1 件	1 件

(審査運用の改善・見直し)

○第二種使用²⁶の申請手続きにおいて、事前審査の運用実績に基づき、機構での事前審査の対象範囲を微生物以外に拡大及び宿主が同一の場合の申請簡素化といった安全性の確保を前提とした審査運用の改善・見直し案を経済産業省に提案し、採用。審査の合理化を実現。

事前審査の対象範囲の拡大による審査期間の短縮	最大 12 か月 → 約 1 か月
申請簡素化による申請書の削減	約 1/10(約 2400 頁 → 約 220 頁)

(申請書類のデータベース化)

○過去に経済産業大臣の確認を受けた申請書類のデータベース化については、システムの再構築を行い、データの整備を実施。データベースは事前審査や GILSP 告示の原案作成、立入検査に活用。

② 立入検査等による事後の確認

	平成 26 年度	平成 25 年度
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	11 件	12 件

○遺伝子組換え微生物の漏洩等の事故が起こった場合の機構における事故対応マニュアルを作成するため、事故を想定したシナリオを作成し、初動から事故結果の公表までに必要な行動や手続きのシミュレーションを実施。

③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

○合成生物学に関する国際的な動向や規制の必要性について情報収集するため、第 18 回生物多様性条約の科学技術助言補助機関会合(SBSTTA18)、第 7 回カルタヘナ議定書締

²⁵ カテゴリー1: 遺伝子組換え微生物に病原性がある可能性が低く、かつ GILSP に含まれないもの。

²⁶ 第二種使用: 施設、設備その他の構造物の外の大気、水又は土壤中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等であって、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執って行うもの。

約国会議(COP-MOP7)に有識者として参加し、収集した情報を経済産業省及び一般財団法人バイオインダストリー協会の「生物多様性関連の遺伝子組換え技術に係る国際交渉等調査検討委員会」に報告。

(2)微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ²⁷指針への執行・支援業務

微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務を確実に実施。

事業者に対するバイレメに関する技術的助言		6回
内訳	バイレメ指針の申請内容についての技術的な助言	2回
	微生物の導入による生態系影響についての助言	3回
	モニタリング方法について技術的な助言	1回

○バイレメ指針における申請書類の技術的な内容の確認については、機構が自ら申請した案件以外の申請がなかったため、申請書類の確認は必要なかった。

(3)微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

環境に導入する微生物の評価手法に必要な技術情報の収集・整備を実施。

①環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な技術情報の収集・整備

a.有害菌 ²⁸ ・有害遺伝子に係る既知情報	有害菌リストの更新回数	4回
b.有害菌を区別するための微生物のゲノム情報・指標遺伝子	有害菌並びにその類縁菌のゲノムシーケンス実績	167株 (78属 158種)
	MLSA法 ²⁹ の新規開発件数	2属 (Pseudomonas, Rhodococcus)
	MLSA法の高度化件数	2属 (Acinetobacter, Comamonas)
	病原性関連遺伝子および指標遺伝子の配列情報の収集数	ヒト/動物病原菌と類縁菌に該当する全ての属(26属)

○微生物利用者が迅速に病原菌と近縁の類縁菌の識別を行うために必要な情報である、病原性関連遺伝子および 16S rRNA 遺伝子³⁰よりも多型なハウスキーピング遺伝子³¹の配列情報を収集。今後、収集した情報を有害菌リストへ追加することにより、情報の充実を図る予定。

○ANI法³²を用いた菌株同定について、国内の微生物利用者に向けて機構のホームページを通じ広く情報提供。

②環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を評価するために必要な技術情報の収集・整備

²⁷ バイレメ: バイオレメディエーションの略。微生物や植物等の生物が持つ化学物質の分解能力、蓄積能力などを利用して土壌や地下水等の汚染浄化を図る技術のことをいう。

²⁸ 有害菌: ヒト/動物/植物病原菌及び日和見感染菌のこと。

²⁹ MLSA法(multilocus sequence analysis): 種レベルでの分類が可能な複数の遺伝子のDNA塩基配列に基づく分子系統解析法。

³⁰ 16S rRNA 遺伝子: タンパク質合成に関わる重要な分子のもととなる遺伝子であり、細菌等原核生物の系統解析を行う際に用いられる。

³¹ ハウスキーピング遺伝子: エネルギーの代謝や細胞機能の維持のために、多くの組織や細胞中に共通して常に働き続けている遺伝子のこと。

³² ANI(Average nucleotide identity)法: 菌株間の全ゲノム塩基配列の類似性に基づき系統解析を行う方法。

- a.環境中の微生物の網羅的な菌叢(きんそう)³³解析を実施するための技術情報の収集・整備
 ○より安価で正確な生体系影響評価の実現のため、新たに大量の塩基配列が得られる菌叢解析手法を開発し、共同研究先とラウンドロビンを実施。開発した菌叢解析手法の利用促進を図るため、論文や学会において情報を提供。
- b.生態系影響評価を実施する際の判断指標となる情報(環境中微生物叢データ)の収集・整備
 ○環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を調査するため、機構が自らバイレメ指針の適合評価(大臣確認)を取得した微生物を用いて企業等と実証実験を行うとともに、企業から提供を受けた試料について新たに開発した菌叢解析手法を用いて実施。この結果、環境に導入する微生物が漸減傾向を示すなど微生物生態系に与える影響が小さいことを確認し、バイレメの安全性や社会的受容性の確保に活用。
 ○一般財団法人バイオインダストリー協会の「組換え微生物の野外利用時の生態系影響評価に関する検討委員会」に有識者として参加し、微生物の野外利用時の生態系影響評価を実施する際に必要な病原性や有害物質生産性等評価項目、評価方法について提言。

③環境中に漏洩した微生物の経時的モニタリングによる漏洩菌の環境中での消長把握、「生物学的封じ込め」効果の確認

収去・検出標準作業手順書の種類	進捗
遺伝子組換え大腸菌	産業構造審議会製造産業分科会バイオ小委員会(平成26年7月)において了承
遺伝子組換え酵母	新たな選択培養方法の検証実験を行い、目的とする酵母のみを分離する方法を手順書に反映
遺伝子組換え枯草菌	模擬漏洩土壌での消長把握試験を行い、手順書作成のための基礎データを取得。

A-3-2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

(1)国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給に係る業務を実施。

①産業利用上重要な微生物等の生物遺伝資源の収集・保存・提供

		平成26年度	平成25年度
産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC株)			
登録数		837株	683株
分譲数	微生物株	7,526株	8,019株
	クローン	276	268
	ゲノムDNA	79	91
有用機能等の探索源となる微生物(RD株)			
保存数 ^{※2}		3,669株	2,185株
提供数		8,014株 (うち、新規3,369株)	12,184株

※1: 国内外の産業利用上重要な微生物の種類: エネルギー関連菌(脂質生産菌、セルラーゼ³⁴生産菌等)、バイレメ菌、放射線耐性菌、抗生物質生産菌、動植物寄生菌、病原

³³ 菌叢(きんそう): ある特定の環境で生育している微生物集団のこと。

³⁴ セルラーゼ: 植物の細胞壁等に含まれるセルロースを分解する酵素群のこと。植物等からバイオエタノールを効率的に生産するために必要な物質。

微生物(日和見菌)、食品由来菌、基準株等

※2:有用機能等の探索源となる微生物の探索国:日本、モンゴル、ベトナム、ミャンマー

○麹菌や酵母など真菌類における国際的な学名の見直しへの対応として、国際会議や学術誌等から情報を収集し、NBRC のオンラインカタログに反映。

○分離源や用途に関する情報として、食品汚染・住環境等から分離された糸状菌をリスト化するとともに、冬虫夏草類などについて和名情報を整備し、ホームページで公開。

②品質管理の高度化

	平成 26 年度	平成 25 年度
MALDI TOF-MS ³⁵ を利用して取得した解析データのライブラリ化数	450 株以上	600 株以上

○供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、ISO 9001 の定期審査を平成 26 年 10 月に受け、登録を維持。

③保存微生物の情報提供

微生物株同定に用いられる遺伝子の解析数	409 株	
内訳	乳酸菌	100 株
	黄色ブドウ球菌	21 株
	糸状菌	258 株
	酵母	30 株
表現性状 ³⁶ の解析	<ul style="list-style-type: none"> ・酢酸菌のセルロース膜生産能 ・乳酸菌の糖発酵性能 ・サルモネラ属菌の食品衛生法に定められた培地での培養性状 ・放線菌の二次代謝産物生産能(大学との共同事業) ・JIS 試験に指定されている糸状菌の孢子形成能 ・酵母の脂肪酸・アルコール生産能(大学との共同事業) ・微細藻類の増殖性能や油脂・多糖生産能 	
代替エネルギー、環境修復、健康等に関する種を代表する微生物のゲノム解析実績	139 属 334 種 (385 株)	
ゲノム解析を行った微生物の遺伝子領域への機能推定実施株数	6 株	

○NEDO 委託事業「バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発」で平成 24 年までに収集したバイオマス糖化微生物とその酵素情報を整備し、新たに開設したホームページから提供。

④生物資源管理システムの構築

○ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、生物資源管理システムの構築を引き続き実施しており、プロトタイプのシステム開発に着手。

³⁵ MALDI TOF-MS:タンパク質などの高分子を測定可能なマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計。

³⁶ 表現性状:形や色、代謝産物の生産能力等生物がもつ性質や特徴のこと。

⑤生物遺伝資源の利用促進を図るための取組み

a. 機能検索データベースへの情報追加

微生物遺伝子機能検索データベース「MiFuP(ミフアップ)」	
産業上利用されているもしくは有用と考えられる遺伝子機能情報の調査完了数	19 機能
推定機能を掲載し検索可能となった NBRC 株数	23 株
放線菌の二次代謝合成遺伝子のデータベース「Do BISCUIT(ドビスキュイ)」	
更新回数	2 回

○目的の物質の生産能を有する微生物群の効率的な選定が可能な世界でも類を見ないデータベースである MiFuP の利用促進を図るため、講習会を開催するとともに、学会・展示会等において新規ユーザー獲得のための活動を実施。この結果、企業等において幅広く利用(平成 26 年度末のアクセス数が約 8.7 万ページ/月(年度当初から約 1.3 倍増加))。

b. 整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーの掘り起こし

○整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーを掘り起こすため、地方公設試験研究機関等が集まる産業技術連携推進会議の地域部会(6 地域)への参加やバイオ系企業への訪問、イベント出展等を通じた積極的なニーズの収集、マスコミの番組作成への協力等による広報活動(詳細は、B-5. 広報、情報提供の推進において記載)を実施。

○地方自治体と民間企業がタイアップして行っている「にのへブランド海外発信事業」という地域活性化事業への協力に着手。

<NBRC の業務成果の社会実装例>

①NBRC の有する厳格に品質管理された生物遺伝資源(基準株)が、民間企業による食品工場や病院などで人体や食品に悪影響を及ぼす様々なカビを迅速に検出できる検査キットの実用化に貢献。

②平成 25 年度に NBRC と東北支所が岩手県釜石市等と協力して地域の復興シンボルである「はまゆり」から分離した微生物を地域ブランド商品開発に活用するため、経済産業省所管独法である強みを活かし、経済産業局、地方公共団体(県、市)、公益法人とネットワークを構築し、情報共有しながら中小企業支援制度の概要紹介や微生物供給体制への助言等の後方支援を実施した結果、被災した地元中小企業により微生物が活用され、地ビール等が開発。

c. 生物遺伝資源に関する技術情報等の発信

メールマガジン	
配信数	7 回
受信者数	1,434 名 (25 年度末より約 61 名増)
培養方法等に関する実習・講義開催回数	2 回(各 1 日間)
外部刊行物への掲載件数	33 件
学会発表件数	39 件
講師派遣件数	7 件

⑥国内外の生物遺伝資源機関とのネットワークの構築並びに情報収集

JSCC(日本微生物資源学会)カタログにおけるデータ公開機関数	8 機関
アジア統合データベース(ABRCN)におけるデータ公開機関数	9 機関

○微生物資源へのアクセス環境の整備や保存機関の認証制度などについての情報収集実績

参加先	参加目的
欧州を中心とした微生物資源へのアクセス環境の整備関係	
TRUST(TRAnsPARENT Users-friendly System of Transfer: 透明性及び利便性を確保する移転システム)会議	EU を中心とした菌株移動に関する動向調査及び名古屋議定書対応に関する情報収集
世界微生物株資源機関連盟(WFCC)	微生物分野における遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)実施に関する意見交換
国連大学高等研究所	
イギリス自然史博物館	
EU 規則に関するカンファレンス及びワークショップ(国際商業会議所主催)	10月に発効したEU規則施行の詳細とEU域内外のステークホルダからの意見に関する情報収集
EU 規則施行法に関するステークホルダ会議(欧州委員会主催)	EU 規則に関する施行法策定に関する動向調査及びEU域内外産業界及びステークホルダの意見に関する情報収集
生物遺伝資源保存機関の認証制度関係	
ISO/TC276 TASKGroup2 Biobanks/BRCs	我が国の微生物遺伝資源機関の代表として、バイオバンクの国際標準化に関する情報収集

- 欧州委員会(EC)や国際標準化機構(ISO)の会合で得られた情報は、NBRC における今後の生物多様性条約やバイオバンクに関する国際標準化への対応及び検討のために活用するとともに、経済産業省、業界、企業等関係機関に提供。特に、我が国において EU 規則への理解を深めるため、他省庁や企業からの参加者を含む EU 規則勉強会(5回)を開催。
- EU 規則及び施行法案について、経済産業省や関係機関と調整し、我が国企業が不利益を被る可能性がある EU 規則の域外適用条項について欧州委員会に対し提言書を提出。受理された後、欧州委員会のホームページにて公開。
- JSCC に参加し、国としての微生物の提供等のあり方等について情報収集及び意見交換を実施。

⑦アジアコンソーシアムの充実及び活動の高度化

【ACM³⁷11 の開催】

- 11月に韓国で、11ヶ国から18機関が参加する第11回 ACM(ACM11)を開催。

【ACM 活動の運営】

- ACM11 では10月に開催された名古屋議定書第1回締約国会議(COP-MOP1)の報告や ACM 運営指針改定についての協議を実施。
- ACMの生物資源移転管理タスクフォースでは引き続き NIEMA³⁸システム構築の取組みを行い、10月に開催された COP-MOP1 のサイドイベントにて発表。その結果、当該取組みは、EU 諸国やアジアのカルチャーコレクションより法的確実性を確保しながら名古屋議定書発効後も円滑な菌株移転を実行するためのツールとして有効であるとの評価。

³⁷ ACM: The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources: 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム

³⁸ NIEMA: Network of International Exchange of Microbes in Asia under ACM: 名古屋議定書に則した BRC 運営と生物遺伝資源移転管理のあり方として、微生物保存機関間の海外微生物の効率的な移転のために ACM で構築されたスキーム

⑧生物遺伝資源バックアップ業務の試行

○NBRC に新たなバックアップ拠点を整備(平成 24 年度補正予算事業)。

○生物遺伝資源バックアップ業務を平成 26 年 8 月より開始。

生物遺伝資源バックアップ実績	
件数	37 件
株数	245 株

(2)海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

二国間協力関係の維持による海外の産業有用な微生物を入手するとともに、それらを我が国企業等に提供。

①二国間協力関係を利用した現地生物遺伝資源への直接アクセスの支援

○ベトナム、モンゴル、ミャンマーとの二国間協力関係を維持し、共同事業を通じて食品由来、油脂生産等に係わる産業有用な微生物を入手。

企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物	
利用株数	3,921 株(継続利用を含む)
国内移転数	631 株

②保有する海外生物遺伝資源の提供

○二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物を継続して提供。

二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物	
提供数	4,701 株(継続利用を含む) (新規 298 株)

③協力関係を構築している国々との共同事業等

タイ	事業内容	「微生物資源管理のためのキュレーター ³⁹ 育成プログラムに関するプロジェクト」を実施
	受入研究員数	5 名
	職員派遣数	6 名
中国	事業内容	中国科学院微生物研究所(IM-CAS)との微生物の交換
	寄託受け入れ	20 株
	提供	13 株
韓国	事業内容	韓国生命工学研究院(Korea Research Institute of Bioscience and Biotechnology, KRIBB)との意見交換
	シンポジウム開催回数	1 回

④日本政府が生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)において約束した途上国支援への協力

○途上国における生物多様性保全の支援事業である「眠れる森のび(美・微)生物プロジェクト」として、平成 23 年度からインドネシアにおいて実施している地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)(独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人科学技術振興機構の共同事業)を継続して実施。

³⁹ キュレーター：学術的専門知識をもって業務の管理監督を行う専門職のこと。

インドネシア科学院(LIPI)との人材交流		
受入研究員数	21名	機構および協力機関にて、微生物の分離・同定・保存・分類等の技術移転を行うとともに、インドネシア産微生物株の評価を実施。
職員派遣数	延べ29名	微生物の採取・分離・機能解析方法、国際標準のBRC運営を目指した人材育成を行うとともに、微生物株の分離を実施。
本事業において分離された微生物株		
	平成26年度	平成25年度
分離株数	累計3,379株	累計3,287株
NBRC寄託株数	累計259株	累計120株

○LIPI に微生物資源保存施設としてインドネシア微生物資源センター(InaCC: Indonesian Culture Collection)が完成したことから、設備の移転、設置、新施設での業務の開始について指導、支援。また、NBRC と InaCC に寄託された微生物株が基準株として受理されたことから、InaCC がインドネシアにおける公的な微生物保存機関として認知。これにより、日本政府が COP10 において約束した途上国支援への協力が大きく進捗。

⑤中南米・アフリカ地域等の資源国における名古屋議定書の批准状況等の調査

○中南米・アフリカ地域に関する名古屋議定書の批准状況、アクセスと利益配分に関する国内法の制定状況やその概要について、第三回名古屋議定書政府間委員会会合(ICNP-3)等の国際会議で配布された資料やブラジル環境省職員へのヒアリングを基にまとめ、報告書を作成し、経済産業省に報告。

⑥名古屋議定書に関する情報収集・啓発活動

○生物多様性条約第12回締約国会議(COP12)及びCOP-MOP1に出席し、名古屋議定書に係る課題の把握とともに、各国の動向について情報収集を実施。得られた情報は、NBRCにおける今後の生物多様性条約への対応及び検討のために活用するとともに、経済産業省に提供。

(3)特許微生物に係る寄託業務の一元化

一元化した特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターを一体的に運営し、特許寄託業務を的確に実施。

	平成26年度	平成25年度
特許寄託の申請受付件数	275件	332件
特許寄託株の分譲件数	103件	105件
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	43株	—

○特許庁から維持管理と長期保存に関する技術開発の委託業務を実施。開発した技術は、今後の特許微生物寄託業務で活用する予定。

A-4. 適合性認定分野

A-4-1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

(1)法令に基づく認定等

①工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)、計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の認定業務

[審査等の実績]

○JNLA、JCSS 及び MLAP について、審査チームを速やかに編成して認定業務を円滑かつ的確に実施した。審査等の実績は下表のとおり。

	JNLA	JCSS	MLAP
審査数 ⁴⁰ (年度計画値)	87(55)	112(90)	83 ⁴¹ (80)
評定委員会開催数	9	7	22
評定委員会審議要否検討会開催数	9	17	0
変更届出書処理数	193	348	150

[認定ニーズへの迅速な対応]

政策的・社会的認定ニーズに応じて、以下の認定業務を実施。

○繊維製品中の特定芳香族アミンを定量分析できる信頼ある JNLA 試験事業者の提供

繊維製品中の特定芳香族アミン(発がん性を有する)については、欧州等で規制されているものの、国内規制が遅れており、平成 25 年度に機構は経済産業省とともに法規制を進めるべく、特定芳香族アミンの発生メカニズム解明と JIS 原案作成に協力してきた。また、業界等からは、一部輸入品等の懸念もあり、繊維製品の安全性を確保する取組が必要とされ、繊維製品中の特定芳香族アミンを定量分析できる信頼ある試験所が求められた。

申請者側が自らのアミン試験の能力を示すための技術指針(試験方法の不確かさを評価する際の算出方法を示したもの)、技能試験プログラムの提供準備を平成 26 年度第一四半期までに整備し、その後、審査員研修を実施して審査員確保、外部委員等による審査体制を構築、審査側の評価基準となる技術適用文書を作成、公表した。JNLA 登録申請受付は、平成 26 年 6 月 20 日、特定芳香族アミンの試験方法 JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3 の制定同日の最速で開始(受付開始日に 1 件の申請あり)し、平成 26 年度内に 3 試験所を登録した。

○省エネ法(告示)改正への JNLA 試験事業者の確保と適正な LED ランプ供給

省エネ法(告示)改正が平成 26 年 11 月 1 日に施行され、LED の性能表記には JNLA 試験事業者による試験が求められることとなった。しかし、JNLA 試験事業者の整備の遅れが、LED 製品の市場供給に支障となることが懸念されたため、試験所の JNLA 登録を推進すべく、中堅・中小企業を支援する公設試、公設試の参加する地域産業技術連携推進会議(関東、中国地域)等にて JNLA 制度の情報発信・利用促進を行うとともに、手続きの迅速化のために事業所の技能確認に利用できる信頼性・安定性に優れた比較用 LED 電球を確定・提供した。これにより、平成 26 年度内に 6 件の試験事業者を迅速に登録(うち公設試は

⁴⁰ 審査数とは、登録・認定の新規申請又は更新申請を受けて行う審査の数を意味する。

⁴¹ MLAP の審査数には、認定期間中に行うフォローアップ調査 7 件を含む。

東京都、大阪市、徳島県の3件。さらに別途2件を審査中。なお、平成23～25年度の3年間の登録件数は4件)し、中堅・中小を含めLEDメーカーの多い地域に、公設試等のJNLA試験事業者を提供した。

地域	関東	近畿	中部	四国
LED登録試験事業者数	2→4	2→4	0→1	0→1

○JCSSによるフロン排出抑制法におけるリーク(漏れ)計測の信頼性確保

フロン排出抑制法(改正フロン回収・破壊法)が平成27年4月施行に伴い業務用冷凍空調機器からのフロンの漏れ量の定期点検が必須となり、この漏洩検査に用いる漏れ量検出器(リークディテクタ)の信頼性確保が重要となるため、JCSS対象計量器を定める規定にリークディテクタ及び標準リークを追加すべく経産省、独立行政法人産業技術総合研究所(産総研)等と調整を行い、告示改正案作成に協力し、平成26年6月の計量法告示改正に繋がるとともに、JCSS登録審査に必要な技術適用文書を取りまとめ、校正事業者のJCSS登録申請受付を平成26年8月1日より開始した。

○JCSS混合標準物質の供給

近年主流の化学分析技術となっている多成分同時分析に対応するため、従来は主として1種類毎に登録・認定していたJCSS標準物質を様々なニーズに対応した混合標準物質として校正事業者から供給するための迅速な登録・認定ができるよう、技術分科会を開催して技術要件の検討を行い、標準液と標準ガスそれぞれの技術適用文書の改訂を行い、平成26年5月からJCSS登録受付を開始した。また、平成27年3月に公布された水道法の告示改正に備え、日本試験協会及び関係機関との会合に参加し、情報収集を行いつつ、JCSS混合標準物質の供給準備を進めた。

○JCSSの電磁界区分については、磁界強度等発生装置と磁界強度等測定装置を立ち上げるため、産総研計量標準供給センター、経済産業省計量行政室と技術的事項及び法令事項について検討し、機構の技術分科会で議論して規程改正案を作成するなど、立ち上げに向けた準備を行った。

○JCSSの電気区分については、試験機工業会等からの要望を受け、ひずみ校正器及び耐電圧試験器の校正を行うことができるよう、規程の改正を行い、受入れ準備を整えていたが、校正事業者の事業実施準備が整い、登録申請があったことから登録審査を行い、新たな校正事業社2社(ひずみ校正器1社、耐電圧試験器1社)を登録した。

○JCSSの振動加速度区分については、校正事業者からの要望を受け、新たな校正機器にアンプ内蔵型振動ピックアップ装置を追加して、技術的要求事項を明確化し、新規登録準備を整えた。

②JNLA、JCSS及びMLAPの制度の普及

a. JNLA

○技術文書の見直し

平成26年7月1日付でJNLA登録の一般要求事項及びJNLA登録の取得と維持のための手引きを改正し、公表した。また、これらの改正内容は、平成27年2月のJNLA制度説明会にて説明した。この他、平成26年度には、JNLA繊維分野の技術的適用文書、JNLA電気分野の技術情報、JNLA土建分野の技術情報、繊維分野の不確かさガイド及び化学品分

野の不確かさガイドの改正を行い、発表した。

○告示改正作業の支援

JIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、JIS情報を基にJNLA登録区分を見直し、改正案を経済産業省に提案し、同省が行う告示改正作業を支援した。平成26年度は、10月2日の登録区分改正告示に反映された。

○ニーズ調査等

平成27年2月に4回実施したJNLA制度説明会では、JNLA制度の運用及び利用について多岐にわたる質問を受けており、一方的な情報提供だけではなく、双方向の意見交換を行うことにより、潜在化するJNLA試験ニーズ(医療機器の電気安全試験等)を把握するとともに、アンケート集計結果を基に、技能試験の充実等JNLA制度運用及び利用に対する要望等を把握した。また、平成27年2月には、JNLA抗菌性試験結果のユーザーである一般社団法人抗菌製品技術協議会の依頼により講演を行い、JNLA制度の普及啓発を行った。

b.JCSS

○知的基盤整備特別小委員会对応

知的基盤整備特別小委員会での検討結果を踏まえ、登録区分に係る計量器等の種類の見直し(例えば、混合標準物質の提供開始)を行ったほか、計量標準の普及・促進策の機構担当部分について以下の活動を行った。

地域の公設試が参加する地域産業技術連携推進会議(関東及び中国地域の2カ所)に参加し、地域の公設試等にJCSS等認定制度や活用状況等を紹介し、制度の普及・利用促進を図った。加えて地域の公設試等(東京都、埼玉県、兵庫県、名古屋市等)への情報発信・普及促進も実施した。

1月に実施された機構ホームページのリニューアルに向けて、公開・公表文書のページの見やすさの改善、よくある質問のページの内容更新、JCSS校正証明書の説明用資料の改訂とそのホームページ掲載などの改良を行い、登録申請者や校正を依頼するユーザーの利便性を高めた。

さらに、同特別小委員会での要望等を踏まえ、主任審査員連絡会(3月11日実施)及び力の技術アドバイザー連絡会を開催(10月30日実施)し、審査チームリーダーを担う主任審査員及び技術アドバイザーに対して、申請事業者の最高測定能力に応じた審査の実施、及び審査における技術的判断基準の平準化を徹底した。

また、JCSS校正証明書活用事例作成のための調査について内部での打ち合わせを7回(6回予定)実施するとともに事業者及びユーザー向けの調査を開始した。

○技術文書の見直し

最新の校正技術への対応、ILAC方針等への対応、新規種類の追加、既存ガイダンス文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、JCSS技術分科会及びWGを20回開催、検討結果を踏まえ、分野共通文書5文書、技術的適用指針12文書、不確かさの見積りに関するガイド3文書について計22回の既存文書を改正し公表した。

○ニーズ調査等

一般社団法人日本電気計測器工業会、一般社団法人日本計量機器工業連合会、日本

試験機工業会、計測標準フォーラム等の外部委員会に積極的に参加し、ニーズの把握等を行い、外部機関との連携強化を継続した。JASIS2014(旧分析展／科学機器展)への出展・併催セミナーへの講師派遣、Intermeasure2014 への出展、計測展・JEMIMA 委員会セミナーへの講師派遣、業界紙への記事掲載を通じて JCSS の普及、ニーズの把握に努めた。また、JCSS への理解とより一層の利用のため、マネジメントシステム審査員向けの講習会を他の計量関係機関と共同で計 3 回(東京 2 回、大阪 1 回:参加者 314 名)開催した。さらに航空自衛隊及び陸上自衛隊の調達部門(補給本部)に対して JCSS の説明と利用の働きかけを行い、航空自衛隊の補給処の現場担当者向けに JCSS の講演を実施した(2 月 24 日実施)。さらに、個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度調査を実施するとともに、JCSS に対する要望調査を行った。要望等のうち、計量器等の種類の拡大については JCSS 技術分科会で検討を行った。

c. MLAP

○ニーズ調査等

個々の審査終了後、事業者に対し審査の満足度に関する調査とともに、MLAP に対する要望調査を行ったところ、認定基準の解釈等について、説明会等による情報提供の要望があった。また平成 26 年度の更新ピークに備えて、平成 26 年 2 月に開催した審査員・技術アドバイザー連絡会でのポイントをまとめた資料を配布して審査基準の徹底を行うことにより、より公平な審査につなげた。

	JNLA	JCSS	MLAP	合計
事業者数(前年度)	223(214)	263(260)	100(103)	586(577)

ニーズ調査結果

JNLA	医療機器の電気安全性試験に係る試験所認定を要望
JCSS	電磁界標準(磁界強度等発生装置と磁界強度等測定装置)、電気区分(ひずみ校正器及び耐電圧試験器)、振動加速度分野(アンプ内蔵型振動ピックアップ装置)等の校正機器等の追加を要望
MLAP	認定基準の解釈等に関する説明会の開催を要望

③JNLA 及び JCSS の定期検査

○国際相互承認を要望する事業者に対する JNLA 及び JCSS の定期検査については、平成 26 年度計画で想定した JNLA 約 15 件、JCSS 約 75 件に対して、JNLA19 件、JCSS57 件の定期検査を的確に実施するとともに、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載した。なお、JCSS について、実績が計画を下回った理由は、一部定期検査について法に基づく更新審査に振り替えて実施したことによる。

④JNLA、JCSS 及び MLAP の技能試験

JNLA、JCSS 及び MLAP の技能試験については、下表のとおり、外部機関が実施する技能試験等を活用して、登録・認定事業者の技術能力把握を効率的に行った。

		区分(参加者数):技能試験プロバイダ
JNLA	外部機関が実施する技能試験の活用	土木建築、化学品:一般財団法人建材試験センター

		繊維：一般財団法人日本繊維製品品質技術センター 抗菌：一般社団法人繊維評価技術協議会
	外部機関が実施する試験所間比較の活用	電気分野(LED照明)
JCSS	技能試験	力(33)、湿度(8)、流量(3)
	測定監査	時間(1)
	外部機関が実施する技能試験の活用	長さ、温度、電気、光：日本電気計器検定所 質量：一般社団法人日本計量機器工業連合会
MLAP	外部機関が実施する技能試験の活用	ダイオキシン類：一般社団法人日本環境測定分析協会

a. JNLA

○外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験については、ISO/IEC 17043 への適合性を評価した上で活用した。また、外部機関が実施する試験所間比較についても、プログラムの適切性を評価し、活用した。

b. JCSS

○技能試験の実施と外部技能試験プロバイダの活用

技能試験と測定監査を行うとともに、外部機関が実施する技能試験については、ISO/IEC 17043 への適合性を評価して活用し、これまで認定センターが自ら技能試験を実施していた光の区分において外部技能試験を活用することで業務効率化を図った。

○技能試験方針の改正と説明会の開催

技能試験方針を改正し、技能試験参加が必要な区分や頻度の明確化を行い、代替手法の実施内容を明確化する改善を行った。また、技能試験方針に対する理解を深め、改正を周知徹底するための説明会を東京と大阪で計3回開催し、120名の参加があった。

c. MLAP

一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する技能試験を活用した。その結果、MLAP認定事業者における不満足な事項に対する原因究明と是正処置計画策定に繋げ、事業者の適切性評価、技術審査に有効活用した。

(2)法令に基づく認証機関の調査

①工業標準化法に基づく認証機関の調査

○経済産業大臣又は各経済産業局長からの調査指示に基づき、認証機関に対して書類審査や現地審査、認証工場及び試験所の立会調査⁴²等の調査を行い、7件の調査案件について、調査の結果を速やかに経済産業大臣又は各経済産業局長に報告した。

○経済産業省主催の製品認証業務審査員研修に職員を派遣し、審査員を2名追加した。

⁴²立会調査(認証工場)とは、認証機関の認証する能力を評価するため、認証機関が行う認証工場の調査の内容について、NITE認定センター審査員が現場に同行して調査を行うもの。また、立会調査(試験所)とは、認証機関が活用している試験所について、現地調査や模擬試験を通じて、認証機関が試験所を評価する能力を有するか否かを評価するもの。

- ②製品安全 4 法 に基づく国内(海外)登録検査機関の調査業務の実績は以下のとおり。
- 経済産業大臣からの調査指示に基づき、製品安全 4 法に基づき検査機関に対して調査等を行い、5 件の調査案件について、調査の結果を速やかに経済産業大臣に報告した。
- ③特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律については、経済産業大臣からの指示はなかった。

(3)法令に基づく認証機関等への立入検査の実績は以下のとおり。

- 平成 26 年度は、JNLA について、試験所移転等の届出に伴う試験施設の確認を目的として 4 件の立入検査を実施するとともに、評定委員会からの付帯事項に基づき 1 件の立入検査を実施した。また、経済産業大臣からの指示等に基づき、電気用品安全法 1 件の立入検査を実施した。

(4)政策的・社会的要請に対応する認定等

①認定ニーズの把握と認定区分の拡大等

- 法令に基づく認定制度では対応できない認定ニーズについては、製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)で対応するべく、各種展示会等で認定ニーズの調査を行うとともに、事業者に対し ASNITE に関する要望調査を行い、特に鉄道分野の拡大申請要望を把握し、体制整備を開始した。
- ASNITE 試験事業者認定(IT)のコモンクライテリア評価制度については、国際的なスキーム見直しが進められており、9 月にインド・ニューデリーにて開催されたコモンクライテリア国際会議(ICCC)2014 への出席や情報処理推進機構(IPA)との情報交換によって国際動向等の情報収集を行った。
- ASNITE 試験事業者(一般)については、米国エネルギースタープログラム⁴³の見直しが行われており、米国 EPA から基準文書の改訂に関する情報を収集し、その情報に基づき ASNITE 試験事業者(一般)認定の認定区分の改正などを迅速に行えるよう準備を行った。

②ASNITE の各プログラムの審査実績等は下表のとおり。 (単位:件数)

	審査	定期検査 ⁴⁴	臨時検査 ⁴⁵
ASNITE 校正事業者認定	7	9	0
ASNITE 試験事業者認定	一般	6	0
	IT	2	1
	環境	40	0
ASNITE 標準物質生産者認定	2	3	0
ASNITE 製品認証機関認定	0	5	0

⁴³ 米国エネルギースタープログラムとは、米国環境保護庁(EPA)が運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度。

⁴⁴ 定期検査: ASNITE 制度に基づく認定後、認定事業者が的確に認定業務を行っているか否かを確認するため、およそ 2 年に 1 回行う定期的な検査をいう。

⁴⁵ 臨時検査: 申請や更新に係る評定委員会の審議において、同委員会から要請があった場合に行う臨時の検査をいう。

a.ASNITE 校正事業者認定

○日本企業の海外展開をサポートするため、米国向け機器の流量単位での校正ニーズに応じて新規 1 件、日本向け機器の流量単位での校正ニーズに応じて追加 1 件、韓国など海外環境規制に対応した自動車排ガス測定設備の校正ニーズに応じて追加申請の 3 件を審査した。また、JCSS で対応していない電磁界分野の機器(自動車性能評価)の追加申請 1 件を受理した。

○上記認定案件に加え、既存の認定区分で 4 件の申請を実施した。

b.ASNITE 試験事業者(IT)認定

○ASNITE 試験(IT)では、制度の品質向上のため、認定センターと独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の間で締結した MOU に基づき、IPA から提供された認定事業者に関する情報を基に、臨時検査を行った。

c.ASNITE 試験事業者(環境)認定

○公表文書「ASNITE 試験事業者(環境)に係る試験区分一覧」について、技術委員会での審議を経て試験技術の追加を行った。

○環境放射能測定に係る認定区分に係る公表文書「放射性物質等の測定に係る認定の特定要求事項」について、引用規格である日本工業規格の改訂等に伴い、独立行政法人国立環境研究所、産業技術総合研究所等の協力を得ながら改訂・公表した。

d.ASNITE 標準物質生産者認定

○APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)の技術文書への整合化など、標準物質生産者認定に係る技術的な課題に対応するため、新たに設置した標準物質生産者技術委員会での審議を経て、認定の一般要求事項の改訂を行った。

e.その他

○JCLA(日本化学試験所認定機構)の認定事業廃止(平成 22 年 9 月末)にあたり、当面の認定の維持を希望する試験事業者を受け入れるために開設した新たなプログラム(ASNITE/JCLA)の認定試験事業者については、順次 ASNITE 試験事業者等への移行を進め、9 月末をもって移行完了した。

③ その他、国の政策の実現のための協力等

○政府のグローバル認証業務支援等政府の政策ニーズに対応した新規業務開拓の可能性を探るべく、また、既存の認証スキームの利用可能性・事業拡大・運営の方向性を検討するため、大型蓄電池システムプロジェクトチームの IEC/TC 関連活動として、IEC/TC 120/WG 4 及び WG 5 国内合同作業会(11 回)および同 WG 国際会議(3 回)に参画し、各ワーキンググループが作成する国際規格案の項目立て等内容について、日本国内の関係者と協議しながら進めた。

A-4-2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

(1)国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化並びに情報提供

○内部監査、マネジメントレビューや事業者に対する満足度調査、利害関係者・有識者からの情報収集等に基づき、システム文書の見直し、技術基準の作成、ホームページによる公開を行うなど、マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化並びに情報提供に努めた。

○「人材の能力開発・専門性の確保」に対応するため、「能力開発タスクフォース」を設置し、認定センターの認定業務(認定プログラム別)に携わる職員に求められる能力・資格を確認するとともに、現状において認定業務に従事している職員の状況(主任審査員は 50 歳台が中心など資格者と年齢構成等)と将来の人材確保の見通しを整理し、今後、認定センターで早急に人材育成・確保すべき認定プログラム分野(ASNITE の IT 及び製品認証機関認定等)と必要な研修等についてとりまとめた。その結果は、平成 27 年度研修計画へ反映し、マニュアル・ハンドブックの作成等を提言した。

○平成 25 年度から開発を始めた認定センター業務管理システムは、認定業務の受付から審査、認定までの各種認定情報等を管理する基幹システムであり、開発業者との定期的な打合せを行いつつ、進捗管理を行うプロジェクトチーム及び詳細仕様の検討を行うワーキンググループを設置し開発を進め、計画通り 27 年度末までに構築完了。平成 27 年 3 月より仮運用を開始し、4 月から本格運用に移行した。

○プレスリリースを、以下の表のとおり実施し、ホームページ掲載も行った。

プレスリリース名	リリース日
JNLA 特定芳香族アミン定量分析試験所の登録申請受付開始	6 月 20 日
JCSS フロンガス規制に対応する標準リーク校正事業者の登録申請受付開始	8 月 1 日
湾岸協力理事会認定センター(GAC)と認定分野における協力に関する覚書の締結について	1 月 13 日

○地域の公設試等の出席する地域産業技術連携推進会議には前年度より 1 カ所増やして関東地域及び中国地域で参加し、また、地域の公設試、企業及び関係工業会を訪問して、認定制度や活用事例等を紹介するとともに制度の利用促進を図り、認定ニーズに関する情報交換も行った。

○IEC 東京大会の開催に伴い、認定センターは機構プロジェクトチームの事務局となり、テクニカルビジット(機構見学会)を平成 26 年 11 月 5 日及び 11 月 13 日に実施し、11 カ国から 18 名の IEC 関係者の参加を得て、認定センターにおける国際規格に関連する認定制度等を紹介、また、11 月 11 日及び 11 月 12 日に開催された東京国際フォーラムでの技術展示会にも鉄道分野、IT 分野の認定事業を出展・PR し、2 日間延べ 185 名の来場を得て、IEC 関係者へ機構を PR した。特に技術展示会では、鉄道製品認証機関とタイアップし、日本初の鉄道製品認証である信号システムの模型展示、海外進出 PR ビデオの放映等、機構の ASNITE 製品認証機関認定とともに鉄道製品認証を PR した。また、IT 製品では、国際基準に基づき製品認証を取得しているソフトウェアメーカーとタイアップし、展示ブースでデモンストレーションを行い、機構の ASNITE 試験事業者(IT)認定とともに IT 製品認証の信頼性を PR した。

- 下表の展示会等に参加し、情報提供を行った。また、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。

展示会、広報活動等	出展日
JASIS2014(アジア最大規模の分析機器・科学機器展示会)へ出展	9月3日～5日
Intermeasure2014(計量計測業界最大の展示会)への出展	9月17日～19日
マネジメントシステムのための計量計測トレーサビリティ講演会	2月10日、16日、3月16日
インドネシア国会議員団の機構訪問対応	5月20日
子ども霞が関見学デー	8月6日、7日
NITE フレンドシップデイ	8月17日
2014年IEC東京大会技術展示会	11月11日、12日
2014年IEC東京大会テクニカルビジット	11月5日、13日

②審査員の確保及び資質・レベルの維持向上等

- 審査員に対して以下の研修を実施した。

研修	場所	日程	参加者数
審査員養成研修	東京	8月4日～8日	18
審査員連絡会	東京、大阪	11月19日、11月26日	197
主任審査員連絡会	東京	3月11日	31

- 審査員養成研修では、外部機関職員12名が参加。その結果、7名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
- 技術専門性を強化するため、技術アドバイザーを新たに9名確保し、技術アドバイザー全体で418名となり、審査体制を強化した。
- 審査員連絡会は2回／年開催し、認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図った。
- 主任審査員連絡会では、主任審査員の資質・レベル向上及び審査レベルの平準化を図った。
- 審査員及び委員の委嘱手続きを238件実施するとともに、審査員及び委員情報を更新管理した。

③認定機関職員の資質向上と技術力強化

- 認定センター職員に対して、以下の研修を実施し、認定機関職員の資質向上と技術力強化、審査の知識及び技術の習得・向上に努めた。

研修	場所	日程	参加者数
認定研究会	東京	5月22日、8月28日、12月25日、2月20日、3月27日	200
JNLA技術研修	東京、埼玉	土木・建築分野(1月29、30日)、繊維分野(7月8日)	16
JCSS量別校正技術研修会	東京、つくば他	硬さ(10月28日)、長さ(12月9～10日)、質量(1月23日)、電気(高周波)(3月2～6日)、圧力(3月5日)	12

- APLAC主催の標準物質生産者認定のMRA評価員研修に1名参加。今後、APLAC相互評価へ貢献するための評価員を育成するとともに、認定センター業務改善に反映するため、研修結果について職員に情報共有を行った。
- APLAC主催のISO 13528(試験所間比較による技能試験のための統計的手法)研修に参加し、認定研究会で研修報告を行い、認定センター職員の資質向上等を行った。
- 平成26年度第5回以降の2回の国際グループ会議を英語で実施。これにより、認定センター国際グループメンバーの国際会議参加の英語力向上に努めた。
- 認定業務のリスク対応事例について、2回(5月23日、12月1日)更新し、職員に周知した。

④規格作成・改正作業への参画による国際レベルでの信頼性維持

○ISO/CASCO/WG42(ISO/IEC 17011 改正)及びISO/CASCO/WG44(ISO/IEC 17025 改正)に国際エキスパートとして各 1 名が参加。平成 26 年度は ISO/CASCO/WG42 に 2 回及び ISO/CASCO/WG44 に 1 回参加し、それぞれの国内対応 WG での議論結果に基づき、我が国の意見を国際 WG にインプットした。

○計量関連国際ガイド委員会(JCGM)会合に委員として出席し、校正分野の国際技術文書の見直しに貢献した。また、国際エネルギー機関 SSL(LED)分科会主査として作業グループを運営し、LED の国際標準化活動に貢献した。

○地域機関(APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)、PAC(太平洋認定協力機構))及び国際機関(ILAC(国際試験所認定協力機構)、IAF(国際認定フォーラム))発行のマネジメント及び技術文書の作成、改正作業にともない投票・コメントを行い、国際協力、貢献を行った。

(2)国際的信頼性維持・向上等

①MRA の維持(APLAC 再評価受審)

○APLAC 国際評価タスクフォースを立ち上げ、再評価までのスケジュール管理、準備資料の確認、マネジメントシステム文書の英訳等を開始した。

②各種国際活動

○APLAC の総会、MRA 評議会、技術委員会、教育委員会等、ILAC の総会、相互承認委員会、認定技術委員会等の各委員会に職員を派遣するとともに、APLAC 技能試験委員会議長の後継、平成 26 年度より新たに APLAC 加盟各国の承認を得て広報委員会議長へ就任することで主体的にこれら国際機関の活動に貢献し、政府による認定活用事例を広報サイトに掲載した。

特に、広報委員会議長就任は、APLAC が平成 4 年に設立されて以来、技術委員会議長(平成 17 年 1 月～平成 20 年 12 月)と技能試験委員会議長(平成 22 年 12 月～平成 28 年 12 月)に続き、日本人が APLAC の委員会議長に就任した 3 つ目の事例(いずれも機構職員)であり、また、技能試験委員会議長として相互承認に関する技能試験のとりまとめを行うなど、APLAC の運営に積極的に関与するなど、我が国認定機関の国際的信頼性の維持・向上に努めた。

○4件(中国、シンガポール、マレーシア、パプアニューギニアの認定機関)の APLAC の MRA 評価に評価員(うち1件はチームリーダー)を派遣し、国際的な地位の維持に貢献した。

○認定機関の公平性確保に資するため、米国及びスウェーデンの認定機関への現地調査を行った。また、IT 技術を用いた業務の効率的な運営に資するため、台湾及びシンガポールの認定機関で現地調査を行った。これらの調査結果は認定研究会で情報共有するとともに、認定機関としての公平性について問題がないことを確認した。

③PAC、IAF での活動と貢献

○4 月の IAF 中間会合(MLA 管理委員会、専門委員会会合等)、6 月の PAC 総会及び関連

会合(専門委員会、製品認証作業グループ会合)に出席し、製品認証ワーキンググループでは、PAC 加盟各国の承認を得て共同主査に就任し同ワーキンググループ会合の議事進行や資料提供、意見の取りまとめを行うことで同グループの活動に主体的に貢献した。また、これらの活動を通じて、認定センターのプレゼンスを高めた。

④認定制度の信頼性向上、普及拡大

○日本認定機関協議会(JAC)の活動において、以下の委員会及びワーキンググループを開催するとともに、ISO/CASCO 国内事務局からの要請に基づき委員会委員の派遣調整を行った。

○JAC 運営委員会(1月29日)を開催した。

○JAC 製品認証認定ワーキンググループ(5月20日、9月12日)を開催し、ISO/IEC 17065の運用上の解釈、問題点等について関係 4 認定機関と意見交換を行い、解釈事例集を作成した。今後、審査員研修などにおいて活用予定。

○日本工業標準調査会(JISC)適合性評価・管理システム規格専門委員会に委員を派遣した。

○ISO/CASCO/WG42(ISO/IEC 17011 対応)及び国内対応ワーキンググループに委員を派遣した。

○JAC 傘下の試験所認定機関連絡会(JLAC)で技術情報セミナーの準備に係る検討など計7回の会合を行い、9月19日にセミナーを開催した(176名参加)。平成26年度は「認定が支えるエネルギー供給の信頼」をテーマとして米国原子力規制委員会(U.S.NRC)から講師を招聘し、「米国原子力規制委員会(U.S.NRC)におけるILAC相互承認の活用」について基調講演を行うとともに、「我が国の蓄電池政策と認定活用の可能性」等4講演を行った。

○JLAC では、APLAC/ILAC 投票案件のうち一国一票案件に対しては、認定センターが国内3認定機関(認定センター、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)、株式会社電磁環境試験所認定センター(VLAC))を代表して機関間の調整を行い、APLAC/ILAC に回答する等、JAC 事務局として主導的な活動を継続した。

○サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦、バーレーン王国、オマーン国、カタール国、クウェート国からなる湾岸協力理事会(GCC)参加国及びイエメン共和国共通の地域認定機関である湾岸協力理事会認定センター(GAC)と認定分野の協力に向けて、MOC案の作成、GACとの調整等、国内認定機関のとりまとめを認定センターが主体的に行い、平成27年1月8日に認定分野における協力に関する覚書(MOC)を締結した。

A-4-3. 標準物質に係る情報提供

平成25年度をもって標準物質に係る情報提供は終了。

A-5. その他

A-5-1. 講習業務

平成 24 年度をもって中期目標を達成。

A-5-2. 依頼試験評価業務

- 平成 26 年度については 31 件(登山用ロープ 33 本、その他ロープ 21 本)の検査依頼を受け、31 通の証明書を発行した。

A-5-3. 大型蓄電池システム等の施設整備

(1)大型蓄電池システムに関する試験・評価基盤整備

①世界最大級の試験・評価施設の整備

- メガワット級出力の大型蓄電池システムに関する安全性及び性能の優位性の評価のための施設整備を行うべく、施設の仕様、設計等を検討し、平成 27 年 3 月から建設工事に着手。
- 大型蓄電池システムに関する国際競争力の確保、試験基盤の強化等に貢献できるようユーザーニーズを把握して、施設の仕様・設計に反映。

対象	実施内容等
蓄電池メーカー	大型蓄電池システムを製造する主要な国内メーカーと個別の意見交換(10社延べ34回)を4月から11月にかけて実施。施設で実施する試験の内容等についてニーズを把握。
関西圏の蓄電池メーカー、試験所等	大阪府と協力して蓄電池メーカー、業界団体、独法など18者が参加する意見交換会(7、9、11、2月)において、施設の仕様、設計等について意見交換。
産学官	蓄電池メーカー、試験所、大学、独法、自治体など産学官の23機関68名が参加したセミナーを6月に開催し、産学官それぞれから施設に期待することを情報収集。

- より多くのユーザーに活用されるよう、潜在的なユーザーを発掘。

対象	実施内容等
蓄電池メーカー	上述のとおりニーズ把握の場を活用して施設の紹介を実施。
エンドユーザー	大型蓄電池システムを利用する電力、鉄道、住宅、建設等のエンドユーザーを訪問(9社延べ9回)し、施設紹介を実施。
学会、業界団体	電気学会及び日本電機工業会の講演会での施設紹介。
その他	蓄電池を含めた幅広い業界(9業界団体)に施設の紹介資料を送付。

- 設備運用、安全対策等の参考とするため、欧米の最先端の蓄電池試験・評価施設であるサンディア国立研究所(米国)や国立産業環境危機研究所(仏)、国内の試験所・認証機関・公設試等を訪問(17者延べ22回)して情報収集し、仕様、設計に反映。
- 施設整備では、建設予定地の地中に想定外の障害物が多数存在することがわかり工事計画の見直しを余儀なくされたが、平成 27 年度末までの完成を達成できるよう、工事手順の見直し等を実施。
- 被試験体として想定されるメガワット級出力の大型蓄電池システムに対して電力を供給するにあたっては、施設の運用コスト、国や地域によって異なる周波数及び万が一の事態の際の電力系統への影響を考慮し、電力系統から切り離して運用することのできるメガワット出力級の大型蓄電池システムを電源として設備側に整備。また、電源として設備側に整備する大型蓄電池システムは異なるメーカーのものを並列運転させるシステムを設計。
- 産業界のイノベティブな取り組みと国際競争力確保に貢献できるよう産業技術総合研究

所と連携。具体的には、仕様・設計・施工管理の経験・知見に関する情報交換、蓄電池の物性や安全性試験に関する職員の研修派遣及びユーザーニーズの観点から実施すべき試験項目の重複や漏れがないようにするための定期的な情報交換を実施。

②国際標準化活動

- 大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性に関する国際標準化を検討している IEC/TC 120（電気エネルギー貯蔵システム）及び IEC/TC 21/SC 21A（アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池）の国内審議団体の活動に参画（TC120 関連：12回、SC21A 関連：10回）。
- 特に、IEC/TC 120 では WG4（環境）及び WG5（安全性）に専門家として国際標準開発に参加（5月ミラノ会合、9月パリ会合、11月東京会合、3月韓国会合 合計4回のべ8人）。WG4 では、規格案の項目立てと分担を決める作業を日本国内の関係者と協議しつつ中心的に実施。WG5 では、規格案を日本国内の関係者と協議しつつ作成。また、会議場外においても各国の状況について積極的に情報収集し、国内の関係者に共有。
- 国が進める国際標準開発事業の一環として、大型蓄電池システムの安全性に関して今後必要となる国際標準開発テーマの調査を民間企業と共同で実施し、調査報告をとりまとめた。それらのテーマについては経済産業省の国際標準開発事業として機構が実施することとなり、平成27年度から事業を開始予定。

③組織体制の整備

- 平成25年度に立ち上げた施設整備を担当する部署に加えて、平成26年4月からは国際標準開発、ユーザーニーズの把握等を担当する部署を設置。これら関係部署間の情報共有、全体進捗管理を目的とした組織横断のプロジェクトチームを編成して、上記①②の業務を実施する体制を整備。
- 平成27年4月から大型蓄電池システムに関する業務を立ち上げるために必要となる計画の策定、予算積算、規程整備等を行う設立準備室を平成27年2月に設置して対応。
- 公募によって専門性の高い人材を選考し、採用を実施。

(2)ファインバブルに関する試験評価方法の検討、国際標準化への協力等

①ファインバブルに関する試験評価方法の検討

- 平成25年度までの検討状況を踏まえ、ファインバブルの測定手法開発を促進するための新たな測定装置を導入し、ファインバブルのうちマイクロバブル(※2)の濃度、粒径及び粒径分布に関する測定手法開発を実施。これによりファインバブル製品認証の根幹となる測定方法を確立。得られた結果は、一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)が実施する業界独自規格(ファインバブル製品の認証)の検討に活用。
- ファインバブルの経時変化、保管温度、保管容器の種類、輸送方法について検討し、ファインバブルを測定する際のサンプルの取扱方法を世界で初めて開発。

※1:粒径が100 μ m以下の気泡(バブル)

※2:粒径が1 μ m～100 μ m程度の気泡(バブル)

②国際標準開発への貢献

○上記①で検討したサンプルの取扱方法は、平成 25 年 6 月に経済産業省のトップスタンダード制度を活用して我が国主導で設立された ISO/TC 281(ファインバブル技術)の国内審議団体である FBIA を通じて、WG 2(計測・測定手法)における国際規格案として提案。

○機構にファインバブルに関する各種測定装置や知見があることを活用し、国が進める国際標準開発事業等の一環として、ファインバブルのうちウルトラファインバブル(※3)の評価手法の検討に係る諸試験の実施及びサンプルに含まれるファインバブルの粒径・濃度解析を実施(6 機関(延べ依頼回数 8 回)計 38 サンプル)。

※3:粒径が 1 μ m 以下の気泡(バブル)

③認証体制の構築支援

○FBIA が実施する独自の認証事業検討において、認証スキームの基本的な構造や構築に必要な規程類の整備についてアドバイスを実施。

④成果の普及等

○ファインバブルとそれ以外の粒子を見分けるための方法を検討し、その結果を国際学会(微粒子系分析学会:PSA)でポスター発表(産総研との共同)。

○ファインバブルについて測定可能な内容について周知するため、FBIA の会員企業向けにファインバブル測定に関する説明会を 1 回開催し、9 機関 23 名が参加。

○国が進める「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)においてファインバブルを活用した植物の生育促進等を研究するグループに対して機構の取組みを紹介。

B. 組織・業務運営における取組みの強化

日本再興戦略を担うため、職員ひとり一人の能力を業務の一環として涵養できるよう、部内横断的な組織や取組みを活用し、成果として、NITE 長期ビジョン 2030 の作成、経済産業大臣官房政策企画委員等に対するプレゼンテーションなど職員全体のモチベーション向上につなげた。また、機構としての新たな分野の追加、拡充に向けて、組織横断的、一体的に体制を整備し、対応。業務運営においては、リスクの低減に加え、PDCA サイクル全般にわたるコミュニケーションを重視したリスクガバナンスの概念を理事長自らのイニシアティブにより導入し、実効性を高めた。加えて、理事長のイニシアティブにより、独立行政法人通則法の改正に伴う中期目標期間の短縮、行政執行法人化に対応。

さらに、仕事と家庭の両立によるワークライフバランスの一層の充実や女性職員の管理職への積極的な登用など、男女を問わずすべての職員の能力を最大限発揮できる業務運営を推進した。

B-1. 内部統制の充実・強化

【経営陣の声を職員に届けるための取組み】

- テレビ会議システム等も活用し、全職員を対象とする理事長の年頭訓辞、理事の年頭所感
- 理事長、理事等による各分野の長等に対するヒアリング(職員に公開):4回
- 役員と各分野の幹部が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論、予算執行状況の確認、及び予算縮減を念頭に置いた予算編成に係る議論。平成 26 年度は機動的に開催。
- 地方支所等への経営方針等の共有(役員等と職員との直接対話、運営会議へのテレビ会議システム参加)

【機構のミッション達成に向けたリスク要因への対応】

(危機管理の強化)

- リスク管理委員会(2 回)を開催し、機構全体での情報共有や対応策のあり方を検討・確認し、リスク評価の実施、業務プロセスの改善策などにより政府調達案件手続きに係るコンプライアンス遵守及び透明性を確保。

(技術の維持継承と向上)

- 「将来の日本のため何を持って貢献すべきか」について、現状の業務や体制にとらわれず、業務の一環として、部門横断的に職員が参加し、広い視野や高い視点で自ら考え提案、行動する取組みを実施。
- 行政執行法人化プロセスなどを通じて、業務の根拠となる法令、政策や背景について、職員自らが情報の収集、整理、分析を行うことによって、機構の役割やその意義などについて認識。今後の機構のあり方、業務内容を検討するための意識の向上及び人材育成を図った。
- NITE 長期ビジョン 2030 作成において、特にシナリオ・プランニングやバックキャスト的思考による検討方策を新たに導入し、文献査読や意見交換、作成レポートなどを基に幹部役職員への報告会、意見交換などにより、部門横断的、地方支所等との一体的なマネジメントの仕組みと基盤を提案。
- 心の健康づくり計画を策定し、病休からの復職のための独自プログラムを開発、9 人復職す

るなど想像以上の成果をあげた。

【5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰け)活動としての CNN(Challenge for Next NITE)プロジェクトの推進】

○恒久的な 5S 活動として、平成 26 年度は行政執行法人化を見据えた残存課題の整理に焦点を当て、業務グループ単位のボトムアップの議論のプロセスを経た諸活動を実施。結果については、役員自らが活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し、広く成果について周知。

【行政執行法人型移行に向けた対応】

○独立行政法人通則法の改正により平成 27 年度から行政執行法人型の法人に移行することに伴い、中期目標期間が 1 年間短縮され業務量が増える中で新制度に基づく対応を円滑に行うため、部門横断的な行政執行法人化準備プロジェクトチーム(PT)を編成し対応した。具体的には、事業計画の策定にあつては経済産業省の各政策原課等の関係部局との綿密な調整を行いつつ、全体の方向性や作業方針等の検討や情報共有を、PT を活用して実施。並行して、機構業務に関連した深い知見を有する外部有識者で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」を設置し、有識者からの意見を積極的に取り込む体制を整備。これらの取組みにより年度内に滞りなく事業計画案を策定し、経済産業大臣の認可を受けた。また、法改正及び新規分野の立ち上げに伴う組織改編に対応した内部規程の見直しや、単年度管理に対応した事業執行フローや実施体制・人員の検討、業務方法書に盛り込むべき監査・ガバナンスの検討等の必要となる課題を洗い出し、PT 内にワーキンググループを設置して適確に対応。

○さらに、単に行政執行機関としての役割に留まらず、広い視野や視点を持ち自ら考え政策提言できるような組織を育成することを目的に、50 歳未満の全職員で構成された 45 チームが、機構を取り巻く客観的状況を分析しつつ、メガトレンドなどの要素を使用してシナリオ・プランニングの手法により日本の未来像を想定し、そこからバックキャスト的思考で NITE の今後の方向性、取り組むべき技術などを導きだし、45 通りの長期ビジョン案を作成した。

(参考) <NITE 長期ビジョン 2030～経済産業通商政策上のリスクへの対応～>

製品の安全、信頼、並びに環境・エネルギーについて、技術上の価値に関する情報を創出し、伝統産業・文化の観点を含めた評価基準を開発するとともに、国際展開を進め、豊かで誇りの持てる社会の形成に貢献する。

【内部監査の実施】

○監査室は、重点監査事項を検討し、策定した年度監査計画に基づいて、年 2 回に分け本部組織及び地方組織の全ての部署に対して契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等(内部規程を含む)の遵守状況について、実地に内部監査を実施。その際、監事及び会計監査人と常に連絡、調整を行い、効率的な監査に努め、機構内の内部統制上の課題を指摘し、理事長の指揮の下、必要な改善を指示。

【個人情報保護】

○全職員(派遣・非常勤職員を含む)を対象とするeラーニングによる個人情報保護の点検を実施し、601名が受講し個人情報の理解を浸透させることができた。

なお、平成26年度においては、マイナンバー対応に向けて、機構内の体制を整理。

- ・特定個人情報保護に関する窓口、内部の総合調整(総務課情報公開・個人情報保護相談室)

- ・特定個人情報保護に関連して情報・システムに関する助言等(情報統括官室)

また、経済産業省からのマイナンバー法に関する情報などを関係者と共有。

情報収集のため、マイナンバー対応ソフト説明会へ参加し、概要を関係者と共有。

法律や、12月に発行された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」などにより、対応方法を検討中。

【文書管理】

○全職員を対象とするeラーニングによる公文書管理研修を実施し、424名が受講し公文書管理の周知を図ることができた。

【情報セキュリティ】

○6.2(2)業務の電子化の推進、情報セキュリティ対策の【情報セキュリティ対策の充実・強化】を参照

【機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上】

○監査室は、重点監査事項を検討し、策定した年度監査計画に基づいて、年2回に分け本部組織及び地方組織の全ての部署に対して契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等(内部規程を含む)の遵守状況について、実地に内部監査を実施。その際、監事及び会計監査人と常に連絡、調整を行い、効率的な監査に努め、機構内の内部統制上の課題を指摘し、理事長の指揮の下、必要な改善を指示。

(以上、B-1. 内部統制の充実・強化【内部監査の実施等】から再掲)

○機構が行う法令の執行業務に関しては、各分野の業務において適正に対処した。

○特に、大手ホームセンターが輸入・販売していた製品が電気用品安全法に違反している可能性があったことから、緊急立入検査において法令遵守状況の調査を行った結果、経済産業省による当該事業者に対する速やかな行政処分に貢献(詳細はA-1-1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化(4)製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施の電気用品安全法関連実績を参照)。

B-2. 戦略的な人材の確保・育成

【NITE Working Session for Youth の開催／分野間連携・融合】

○多様なキャリアパスを活かして活躍する職員のイノベーティブな経験談を若手職員に紹介し、自らのキャリアパスの検討、異動希望に反映するための理解を深めた。

これにより、部門横断的事業プロジェクトチームが組織しやすくなり、部門間交流の活性化につながった。また、人事異動による人材の流動化を図り、分野間連携・

融合が図られた。

○平成 26 年度中に発足した部門横断的的事业プロジェクトチームは次のとおり。

- ・行政執行法人化準備 PT:機構全部門参加、単年度目標・計画・予算等の適確な実施、平成 27 年 3 月まで
- ・行政執行法人化準備 PT の下 4 つのワーキンググループの設置
 - ①単年度管理型事業執行 WG:機構全部門参加、業務執行計画・投資計画・調達計画の作成と管理方法の検討、平成 27 年 3 月まで
 - ②規程見直し WG:機構全部門参加、法令変更等に関する機構内全規程の見直し、平成 27 年 3 月まで
 - ③体制・人員 WG:機構全部門参加、機構の雇用サイクルの検討と計画の策定、平成 27 年 2 月まで
 - ④監査・ガバナンス検討 WG:機構全部門参加、監事機能強化・内部統制対応の検討、平成 27 年 2 月まで
- ・2014 年 IEC 東京大会出典及びテクニカルビジット対応 PT:機構全部門参加、IEC 大会の協賛団体として技術展示会やテクニカルビジットの協力を行う、平成 27 年 3 月まで
- ・業務執行能力開発 PT(継続):機構全部門参加、「業務執行基本マニュアル」の修正と普及、平成 27 年 1 月まで
- ・単年度管理型会計事務のあり方検討 PT:機構全部門参加、会計事務と部門を含む調達事務の整理と課題解決、平成 26 年 12 月まで
- ・大型蓄電池システム PT:評価施設のニーズ把握と国際標準テーマの検討、平成 27 年 3 月まで、以降継続

【分野横断的キャリアパスの運用】

○分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、40 歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調査及び専門スキル調査を実施。従来、部門ごとに実施していた非管理職(5 級以下)職員の人事面談を、機構として統一的、一体的に実施。専門分野の複層化や業務経験の多様化を踏まえた人材の流動化のための部門横断的な人事異動案を策定し、平成 27 年度の人事異動に反映した。これによって、管理部門を含めた部門を越えた機構一体としての人事配置を行った。その他、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等によって人材育成の強化を図った。

【外部機関との人事交流による専門人材の維持・更新・向上】

○人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。

- ・経済産業省:出向 13 名、受入 10 名
- ・独立行政法人産業技術総合研究所:受入 1 名

○そのほか、民間企業において専門的な知識経験を有する若手・中堅人材の活用、OECD への長期職員派遣(1 名)や、米国環境保護庁(EPA)への長期の派遣研修(1 名)を行うなど、機構の業務成果を活用し得る産業界や、各国規制に関わる国際機関との連携を強める契機と

した。

【社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用】

- 戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備をはじめ、社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、公募によって専門性の高い人材(常勤職員 8 名、うち戦略的技術分野関連 5 名)を選考し、採用した。
- 新規採用では、これまでの東京及び大阪での募集に加え、新たに「モノ作りの中心地」である名古屋での募集を初め、獲得が難しい電気分野と機械分野の新人を採用することができた。

【仕事と家庭の両立・女性職員の採用、登用拡大】

- 育児休業取得率 100%、育児休業取得職員の離職ゼロを達成。また、企画管理部幹部に女性を登用するなど、成果をあげた。

【若手職員の能力開発】

- 単に行政執行機関としての役割に留まらず、広い視野を持ち自ら考え政策提言できる人材を育成することを目的に、部門横断的な若手職員から構成する技術戦略室を継続。NITE を取り巻く客観的状況を分析しつつ、メガトレンドなどの要素を使用してシナリオ・プランニングの手法により日本の未来像を想定し、バックキャストにより機構の今後の方向性、取り組むべき技術などの導き出す手法について、支所も含めた全職員に向けて説明。

さらに、その成果を若手職員からのボトムアップによる NITE 長期ビジョン 2030 策定につなげ、50 歳未満の全職員で構成された 45 チームが、45 通りの長期ビジョン案を作成し幹部に提出した。

NITE 長期ビジョン策定の過程において、若手職員を中心に企業、業界団体を往訪する意見交換などの深掘りが行われ、若手職員と産業界との交流の契機となった。

【キャリアアップのための職員研修の設計・実施】

- 職員の実態に応じた研修の設計、実施及び多様なキャリアアップ機会の確保のため、次の取り組みを実施し、職員の能力向上を図った。

例 1:階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマに沿って講演を行い、講演で提示された課題に対して受講生のグループによるワークショップや発表を行った。

特に初級及び中堅職員研修として、新たに主任級となった職員向けに「論理的コミュニケーション研修」を実施(16 名受講)、また、新たに主査級となった職員向けには「問題解決とコミュニケーション強化研修」を実施(19 名受講)

例 2:長期派遣研修

国内外 3 機関への長期(6 か月以上)の派遣研修に 3 名が参加。

例 3:国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、99 件の国際会議等へ 206 名(うち若手 30 代以下

職員 74 名)、15 件の海外調査に 39 名(うち若手 30 代職員 12 名)が参加。

例 4: チャレンジ課題の提案と実施

機構にとって将来役立つと思われる知識の習得を行うチャレンジ課題の設定について、職員から延べ 79 件(うち、14 件について費用補助)の提案・設定があり、これらを日々の業務に加えて行った。

B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

【NITE Working Session for Youth の開催】

○多様なキャリアパスを活かして活躍する職員の経験談を若手職員に紹介し、自らのキャリアパスの検討、異動希望に反映するための理解を深めた。これにより、部門横断的の事業プロジェクトチームが組織しやすくなり、部門間交流の活性化につながった。

(以上、B-2. 戦略的な人材の確保・育成 【NITE Working Session for Youth の開催／分野間連携・融合】から再掲)

【分野横断的、組織一体的な取組み】

○特定分野にとどまらない先導的業務や課題に対し、機構の能力を最大限に活用し、新たな政策ニーズに対応するため、分野横断的、組織一体的な取組みを実施。

例 1: 化学物質管理と製品安全との共同プロジェクトの創成、推進

製品安全センターが受理した事故情報等のうち、製品から検出された 3 物質(ホルムアルデヒド、イソホロン、ジフェニルメタンジイソシアネート)について、化学物質管理センターが製品事故時のリスク評価及び一般消費者のリスク評価を実施した。このリスク評価結果は、製品安全センターの事故原因究明に活用するとともに、これらのリスク評価を通じてリスク評価手法の改良や事故調査における情報収集のあり方等について化学物質管理センター及び製品安全センターの共同プロジェクトチームによる検討を行った。

例 2: 部門間分野横断的活用による厚生労働行政への反映

経済産業省からの要請を受け、バイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術を用いて以下を実施した。

- 化粧品原料の加水分解コムギ及びコチニール色素による重篤なアレルギー(アナフィラキシー)解明のため、市販されている加水分解コムギ 9 品等について原因物質の解析を行い、経済産業省及び厚生労働省へ結果を報告した。特に加水分解コムギに関する結果については、医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)(旧薬事法)に基づく医薬用部外品原料規格の改正案に盛り込まれた。
- 家庭用品品質表示法の運用に必要な獣毛繊維鑑別法として、カシミヤ、羊毛、ヤクの 3 繊維について、鑑別及び混用率算定用試験方法を開発し、経済産業省へ成果を報告した。また、法運用に係る試験実施機関に対し技術供与を行うとともに、貿易、海外取引への活用を踏まえた英文論文作成を実施した。さらに、国際的に利用できるようにするため、国内 ISO 関係団体への技術紹介及び ISO 国際会議において新規格制定(規格提案国、イタリア、日本)への活動を実施した。

- ・消費生活用製品安全法に基づき、製品安全センターと共同で家庭用品による皮膚障害事故の原因究明を 27 件実施した。その結果、新しいアレルギー原因物質を発見(3 物質)及び含有理由を明らかにした。化学物質管理センターへ情報提供するとともに、学会発表予定である。

例 3: バイオテクノロジーと化学物質管理との一体的な法執行の支援

平成 25 年度にバイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術を用いて解析した結果を厚生労働省に提供したことにより、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令(規制対象物質の指定)が改正され(平成 27 年 4 月 8 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行)、発がん性芳香族アミン化合物生成要因となる色素含有繊維製品に係る法執行の側面支援対応として引き続き以下の対応を行った。

- ・政令改正が円滑に進むように、バイオテクノロジーセンターでは、平成 25 年度実施事業の内容を経済産業省、業界団体へ委員会等(審議会 1 回、業界委員会 5 回)を通じて継続して説明を実施した。
- ・対象物質を繊維から検出する試験方法を定めた日本工業規格 JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3 について、認定センターにおいて同試験に対応する JNLA 登録申請受付の準備に迅速に対応し、両規格が制定された平成 26 年 6 月 20 日付けで受付を開始した(詳細は A-4-1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献 (1) 法令に基づく認定等の JNLA 関連実績を参照)。
- ・上記政令の法令協議において、政令指定物質名称案が薬事・食品衛生審議会での審議時の物質構造を正確に反映していないと考えられた 3 物質について、化学物質管理センターから経済産業省を通じて厚生労働省に意見(修正案)を提出した結果、機構の意見どおりの名称にて政令指定された。

例 4: バイオテクノロジーを活用した化審法生分解機構試験の運用改善に向けた調査

化審法生分解度試験の運用改善に向け、バイオテクノロジーセンターがバイレメ事業で開発した生態系影響評価技術を用いて現行の化審法汚泥(OECD TG 301C)と下水処理場汚泥および環境水の菌叢解析を実施した(平成 26 年度化学物質安全対策 化学物質の評価手法に関する調査・検討事業、一般財団法人化学物質評価研究機構からの再委託)。

OECD TG 301C で用いる化審法汚泥と一般下水処理場の活性汚泥・環境水の菌叢(30 サンプル)を比較することで、現行の化審法分解度試験の微生物学的な問題点を初めて明らかにした。化審法汚泥の微生物多様性が一般下水処理場汚泥や環境水などに比べ低いこと、化審法汚泥の培養維持期間の長期化に伴い多様性は著しく減少していることを明らかにした。また、化審法汚泥(OECD TG 301C)の培養前の菌叢は家庭排水を多く受け入れている処理場汚泥の菌叢に類似していることを明らかにし、我が国における TG 301F 法の導入の合理性を示した。

B-4. 契約の適正化

【契約の適正化に係る取組み】

- 随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を削減。
- ①随意契約の公募への移行(競争入札等への移行)を推進した。
- ②競争入札等における複数者応札による実質的競争性の拡大を図るため、以下の取組みを実施した。
 - ・情報提供の充実(全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等)
 - ・入札参加者の利便性向上(入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施)
 - ・入札参加ランクの緩和
- ③契約履行品質を向上させるため以下の取組みを実施した。
 - ・入札説明書等をダウンロードした事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
 - ・総合評価落札方式の適用範囲を拡大
 - ・指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
 - ・調達マニュアルの整備
- ④環境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。
 - ・電力供給の競争入札(裾切り方式)による調達、ガス供給の競争入札による調達
- ⑤契約の適正性、透明性を向上させるための取組み
 - ・四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
 - ・監事監査において随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について監視

(参考 1)平成 26 年度に締結した契約の状況

※ 随意契約の割合には、企画競争・公募、競争入札の不落・不調によるものを含む。

競争性のない随意契約は、以下のとおり

25 年度 12 件(4.5%)57,493 千円(1.3%)、26 年度 25 件(11.2%)3,355,367 千円(21.2%)

(単位:件、千円、%)

	平成 25 年度			平成 26 年度		
	契約 件数	契約 金額	平均 落札率	契約 件数	契約 金額	平均 落札率
一般競争入札	241	4,302,174	84.2%	190	2,119,620	85.3%
企画競争・公募	12	227,996		7	10,380,126	
随意契約	12	57,493		25	3,355,367	
合計	265	4,587,663		222	15,855,113	
随意契約の割合	4.5%	1.3%		11.2%	21.2%	

*平成 26 年度企画競争・公募の中には、不調による随意契約(1 件 4,889 千円)を含む。

(単位:千円、%)

応札(応募)者	一般競争 入札		指名競争 入札		企画競争		公募		合計	
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
二者以上	144	97	-	-	3	1	0	0	147	98
一者	96	93	-	-	1	1	8	5	105	99
合計	240	190	-	-	4	2	8	5	252	197
一者の割合	40.0%	48.9%	-	-	25.0%	50.0%	100.0%	100.0%	41.7%	50.3%

*平成 26 年度公募の中には、不調による随意契約(1 件 4,889 千円)を含む。

○競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている要因は、平成 26 年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業に係る実験設備用敷地の購入(2,969,515 千円)、生物遺伝資源長期保存施設関連 4 件(127,370 千円)、情報システムの追加・改修 5 件(178,051 千円)、その他試験機器修理など 4 件(19,664 千円))によるものである。

○当該特殊要因を除いた場合、競争性のない随意契約は件数 11 件、契約金額 60,766 千円である。

○また、企画競争・公募における金額割合が大きくなっている要因は、平成 26 年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業(10,256,004 千円)及びグローバル認証基盤整備事業に係るコンストラクション・マネジメント(53,360 千円))によるものである。

○一者応札・応募による契約の金額割合が大きくなっている要因は、平成 26 年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業関連 2 件(10,309,364 千円)、生物遺伝資源長期保存施設関連 1 件(324,000 千円))によるものである。

○当該特殊要因を除いた場合、一者応札・応募の契約は件数 96 件、契約金額 859,713 千円である。

(参考 1-2)(参考 1)から本文記載の特殊要因を除いた場合

(単位:件、千円、%)

	平成 25 年度			平成 26 年度		
	契約 件数	契約 金額	平均 落札率	契約 件数	契約 金額	平均 落札率
一般競争 入札	241	4,302,174	84.2%	189	1,795,620	85.2%
企画競争・ 公募	12	227,996		5	70,761	
随意契約	12	57,493		11	60,766	
合計	265	4,587,663		205	1,927,147	
随意契約の割合	4.5%	1.3%		5.4%	3.2%	

*平成 26 年度企画競争・公募の中には、不調による随意契約(1 件 4,889 千円)を含む。

(単位:千円、%)

応札(応募)者	一般競争 入札		指名競争 入札		企画競争		公募		合計	
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
二者以上	144	97	-	-	3	1	0	0	147	98
一者	97	92	-	-	1	0	8	4	105	95
合計	241	189	-	-	4	1	8	4	252	194
一者の割合	40.2%	48.7%	-	-	25.0%	100.0%	100.0%	100.0%	41.7%	49.2%

*平成 26 年度公募の中には、不調による随意契約(1 件 4,889 千円)を含む。

(参考 2)関係法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)への支出状況 いずれも
該当なし

(参考 3)平成 26 年度における随意契約等見直し計画の達成状況

随意契約等見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の件数・金額

○件数については、件数(25 件)・件数割合(11.2%)である。

○金額については、金額(3,355,367 千円)・金額割合(21.2%)である。

(単位:件、千円、%)

	平成 20 年度		見直し計画		平成 26 年度		達成状況	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(86.6%) 212	(86.2%) 2,713,630	(92.2%) 226	(96.4%) 3,031,459	(85.6%) 190	(13.4%) 2,119,620	△36	△911,839
企画競争・公募	(1.6%) 4	(0.8%) 24,374	(1.6%) 4	(0.8%) 24,374	(3.1%) 7	(65.4%) 10,380,126	3	10,355,752
競争性のある 契約(小計)	(88.2%) 216	(87.0%) 2,738,004	(93.9%) 230	(97.1%) 3,055,833	(88.7%) 197	(78.8%) 12,499,746	△33	9,443,913
競争性のない 随意契約	(11.8%) 29	(13.0%) 407,606	(6.1%) 15	(2.9%) 89,788	(11.2%) 25	(21.2%) 3,355,367	10	3,265,579
合計	(100.0%) 245	(100.0%) 3,145,610	(100.0%) 245	(100.0%) 3,145,621	(100.0%) 222	(100.0%) 15,855,113	△23	12,709,503

(参考 4)公益法人に対する支出状況

(単位:法人数、件数、千円)

区分		平成 25 年度			平成 26 年度		
		法人数	件数	金額	法人数	件数	金額
契約支出	競争入札	1	1	2,699	4	6	19,937
	随意契約	0	0	0	1	1	2,578
契約以外の支出		8	8	2,054	8	8	3,046
合計		9	9	4,753	13	15	25,561

※「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づき、公表される支出状況を記載

契約監視委員会の開催状況など

〈委員〉(任期 平成27年2月17日まで)

委員長 藤本 暁一 (早稲田大学招聘研究員/非常勤講師)

委員 西村 勝秀 (西村勝秀公認会計士事務所 公認会計士)

委員 大谷 惣一 (シュエット法律事務所 弁護士)

委員 鈴木 孝利 (独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事)

委員 織 朱實 (独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事)

〈平成26年度開催状況〉

平成26年7月26日 第15回 概要:平成25年度の随意契約の状況及び一者応札・応募についての点検・見直し並びに公益法人に対する支出に係る点検を行った。

平成27年1月30日 第16回 概要:平成26年度第1四半期～第3四半期の随意契約及び一者応札・応募についての点検・見直しを行った。

B-5. 広報、情報提供の推進

○公的機関に対し、平成 26 年度末までにウェブアクセシビリティに対応したホームページの提供が求められていたことから、平成 25 年 11 月からリニューアル事業を開始し、平成 27 年 1 月にウェブアクセシビリティに対応したホームページを公開。JIS に基づくウェブアクセシビリティへの対応のみならず、各業務分野でバラバラであったデザインを統一させるとともに、情報分類を見直した。

○講師派遣による講演活動の実施や、機構全体で機構の一般公開日の開催等、機構の業務成果を広く周知するための取組みを平成 25 年度に引き続き積極的に実施、機構の一般公開日において来場者数が平成 25 年度の約 1.4 倍になるなど、機構の業務上の関係者や地域社会に対して、機構の基本理念や機構の具体的活動の理解の向上に貢献。

○マスメディアへの情報提供について、製品安全分野で合計 13 回の記者説明会を開催。特に月 1 回の記者説明会では、毎回、視聴者へのアピールのため、ストーリー展開などを考慮して作成した再現実験映像を交えた記者説明会を開催。また、バイオテクノロジー分野において 2 回、化学物質管理分野において 14 回、適合性認定分野において 3 回、それぞれ経済産業省記者クラブ等へのプレスリリースを実施し、多くのマスコミに取り上げられた(平成 27

年 3 月末実績・テレビ 191 件、新聞 109 件、雑誌等 93 件、特に製品安全分野では、テレビ等に取り上げられた件数が、平成 25 年度の 1.2 倍以上)。

- バイオテクノロジー分野では、NHK 教育テレビジョンで放送されている科学教育番組「サイエンス ZERO」の取材に積極的に対応し、「夢の化学工場“放線菌”」として放映。
- 各分野の広報担当者からなる広報委員会を中心に、機構として一体的な広報活動を推進。同委員会では、全ての分野におけるプレスリリースの実施などの検討や、広報ツール、各種イベントの企画、立案、実施に係る検討を中心に開催し、その結果としてプレスリリースやイベント等を実行に移すなど、機構全体としての広報活動を活発化させた。
- 機構の活動を広く一般に周知するため、東京本所において一般公開日(NITE フレンドシップデイ)を開催(8 月 17 日 総来場者 225 名)したほか、アウトリーチ型の広報として、子供霞が関見学デー(8 月 6-7 日 総来場者 3,221 名)、くらしフェスタ東京 2014(10 月 10-11 日 総来場者 32,500 名)への出展を行い、機構業務に関する展示、体験や機構紹介パンフレット等の配布、PR 動画の上映を通じて機構の基本理念や業務活動への理解を促した。
- IEC(国際電気標準会議)東京大会 NITE プロジェクトチームを編成し、テクニカルビジット(見学会)及び技術展示会の実施案を作成するとともに、機構内及び外部機関との調整を行い開催した。テクニカルビジットは 11 か国から 18 名が参加、また技術展示会では 2 日間延べ 185 名の来場があり、IEC と特に関連の深い製品安全分野、適合性認定分野並びに戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備を中心に、IEC 関係者へ機構及びその業務を PR することができた。

○各分野の詳細な実績については以下の記載を参照。

(製品安全分野)

A-1-1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化 (2)安全レベルの質的向上④事故の未然・再発防止のための情報提供等 を参照。

A-5-3 大型蓄電池システムに関する試験・評価基盤整備 ①世界最大級の試験・評価施設の整備

(化学物質管理分野)

A-2-4. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化 (2) を参照。

(バイオテクノロジー分野)

A-3-2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給 (1)国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給 ○生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進 を参照。

(適合性認定分野)

A-4-2. 中核認定機関としての信頼性の向上等 (1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営 ①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化並びに情報提供 を参照。

6.2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

(1) 効率化による経費の削減／人件費の適正化

【効率化目標の達成状況】

第三期中期目標期間の最終年度である平成 26 年度における効率化による経費の削減状況は、その前年度である平成 25 年度の決算報告書における業務経費及び一般管理費をそれぞれ比較することで示すものとする。

(業務経費)

○業務経費は、平成 25 年度 5,980 百万円の支出に対し、平成 26 年度 7,425 百万円となっており、対前年度比 24.2%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には、平成 26 年度において対応しなければならない特殊要因が含まれているため、これらを控除した上で対比させることとした。(平成 25 年度の業務経費については、平成 25 年度の特種要因はなし。)その結果、平成 26 年度の比較対象となる支出金額は、5,907 百万円となり、これらの金額を比較した結果、対前年度比 ▲1.2%となった。このため、対前年度比 1.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

なお、平成 26 年度に対応しなければならない特殊要因としては、給与削減特例法措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増(446 百万円)や、独法通則法改正により中期目標期間が 1 年間短縮されたこと等に伴う外部委託費、旅費、修繕費の増(372 百万円)、前中期目標期間繰越積立金充当額の増(262 百万円)、施設・設備の故障等に伴う緊急対応(169 百万円)、日本再興戦略への迅速対応や補正予算の緊急対応等新規に必要な業務への対応(159 百万円)等が挙げられる。

(一般管理費)

○一般管理費は、平成 25 年度 915 百万円の支出に対し、平成 26 年度 1,156 百万円となっており、対前年度比 26.4%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には、平成 26 年度において対応しなければならない特殊要因が含まれているため、これらを控除し、平成 25 年度の特種要因を調整した上で対比させることとした。その結果、平成 26 年度の比較対象となる支出金額は、814 百万円となり、平成 25 年度の特種要因の差引き後額 842 百万円と比較した結果、対前年度比 ▲3.1%となった。このため、対前年度比 3.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

なお、平成 26 年度に対応しなければならない特殊要因としては、独立行政法人会計基準の改定に対応した会計システム等の改修、政府全体で取り組んでいるウェブアクセシビリティ達成等級 AA の基準を満たすホームページリニューアルによる増(122 百万円)、施設整備費の増に伴う消費税納付金の増(110 百万円)、給与削減特例法措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増(48 百万円)、情報セキュリティを強化した共通基盤システム関係経費の増(27 百万円)、前中期目標期間繰越積立金充当額の増(22 百万円)等が挙げられる。

【給与水準の適正化】

○対国家公務員(ラスパイレス)指数に照らし、平成 26 年度も引き続き、国家公務員に準じた給与体系を維持した。また、55 歳超の職員の昇給抑制を行うなど国家公務員の給与水準を

考慮した、給与改定を行い、人件費の削減に努めた。

(役職員の給与等の水準の適正化)

○特定独立行政法人として、国家公務員給与法に準拠した給与体系を設定。

(給与等の実績)

○国に準じた給与体系を採っているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。

(参考 1)役職員の給与決定に関し特筆すべき事項 業績評価制度:目標管理をベースとし、業務単位で設定した目標の達成度に対する個人の貢献度を評価。業績手当(±10%)に反映している。

(参考 2)レクリエーション経費、その他の法定外福利費及び諸手当について、国との差異はない。

○「役員の報酬等及び職員の給与の水準」は、機構のホームページにおいて公開。

【アウトソーシング・外部人材の活用】

○製品事故調査員として、調査能力を有する外部の技術的専門家(製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等)として約 40 名を登録し、全国での製品安全業務の事故情報の調査・分析において活用。(製品安全分野)

○スクリーニング評価、リスク評価のさらなる効率的な実施のため、性状データをデータベース化するためのデータのクリーニングや形式の整合化をさらに進め、ツールを改良するなどして、引き続き外部人材を活用。(化学物質管理分野)

○実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施。(バイオテクノロジー分野)

○新たに外部審査員を 16 名確保し、25 年度までに確保した外部審査員とともに審査に活用。(適合性認定分野)

(2)業務の電子化の推進、情報セキュリティ対策

【業務の電子化の推進】

- 業務の電子化を継続的に推進するため、新たに追加する又は置き換えを行う情報システムを積極的に NITE-LAN システムに取り込み、集約を行った。平成 26 年度は、企画管理部(コンテンツマネージメントシステム[CMS]、財務会計システム)、認定センター(認定業務管理 DB)、バイオテクノロジーセンター(バイオ安全審査業務支援システム)の 3 部門 4 システムの集約を行い現時点で集約可能な全ての情報システムを集約した。これにより専門家による包括的な運用が可能となり、運用やセキュリティ維持のためのコストが低減した。また、さらに高度な情報セキュリティ維持も可能となった。
- 一般職員に関しては電子申請(ワークフロー)を導入することにより業務の効率化を図り、タブレット型 PC を増台(15 台→30 台)してペーパーレス化を推進するとともに、新たな在席表示機能の活用により電光掲示板を廃止し費用を削減した。

【情報セキュリティ対策の充実・強化】

機構は平成 24 年 9 月に外部からの攻撃によるホームページの改ざんを受けたが、直後から次の対策を実施。その後、累次の攻撃を防御、再発を防止。

- サイバー攻撃への防御効果を強化するため、Web アプリケーションに特化したファイヤーウォール及び不正な通信を検知・遮断する装置をシステムに導入。
- 外部専門業者には 24 時間 365 日に亘る通信のリモート監視を依頼、実施。
- ホームページ改ざん検知システムを導入、検知。

その後も的確な運用・管理により、平成 26 年 9 月の GNU Bash の脆弱性を用いた攻撃の際には、事前に兆候を検知し、即座に対応。機構への大規模な攻撃の遮断に成功。

この間、不正アクセス等を行おうとする攻撃者の手法は年々高度化するため、常に最新のセキュリティ情報を監視し、セキュリティパッチを適用する等の対応も行う。加えて、対策として平成 26 年度は特に以下の取組みを充実、強化。

- 機構の情報セキュリティに対する意識の向上

実施項目	実施時期	業務実績等
情報セキュリティ教育(新規採用職員)	4 月	新規採用職員に対しては全員実施
情報セキュリティ教育(全職員)	10～12 月	e ラーニングによる実施。e ラーニングの受講対象者は 702 名(常勤職員 416 名、非常勤職員 212 名、派遣職員 74 名)で、休職・長期出張等のやむを得ない理由により受講できない者を除く全員が年度内に受講。
情報セキュリティ講演会	10 月、2 月	情報セキュリティの有識者による講演会を 2 回実施。
標的型メール訓練	10 月、2 月	添付ファイルの開封率が 6.3%、6.6%と、平成 25 年度よりも改善し、中央省庁が平成 24 年度に実施した訓練における開封率(14.6%、10.6%)を下回った。
情報セキュリティ自己点検	10～12 月	WEB アンケート形式で実施。自己点検実施対象者は 696 名(常勤職員 414 名、非常勤職員 208 名、派遣職員 74 名)で、休職・長期出張等のやむを得ない理由により実施できない者を除く全員が年度内に実施。
情報セキュリティに関する専門知識の向上や最新情報の収集	通年	情報セキュリティに関する専門知識の向上を図るとともに、最新の製品や攻撃手法等に関する情報を収集するため、セキュリティ対策企業等によって行われる技術セミナー等に 17 回参加。

経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議への参加	通年	国や他独法の情報を収集・共有し、情報セキュリティインシデントにつながりそうな状況が発生した場合には、直ちに対応が取れる状態を維持するとともに、機構の情報セキュリティ対策に活用。
情報セキュリティインシデントに関する特異日の注意喚起	通年	満州事変発生日などの情報セキュリティインシデントに関する特異日について、事前に機構役職員に周知し、注意喚起を実施。

○情報セキュリティインシデントに対する適切な対応能力の維持・向上

実施項目	実施時期	業務実績等
公開サーバ緊急連絡訓練	7月	公開5システム全ての情報セキュリティインシデントを想定し、7月末にシステムごとに順次実施。平成25年度に比し、公開サーバの停止判断に要する時間を約半分に短縮。
公開サーバのセキュリティ診断	通年	全ての公開システム(18システム)のセキュリティ診断を実施。
情報セキュリティ監査	12～3月	機構の基盤システムを利用する5課全てと、保有するシステムの重要度に応じて選定した情報システムを所管する5課室に対して情報セキュリティ監査を実施。
情報管理台帳のアップデート	通年	新規開発のシステムについて追加、改修等により構成に変更のあったシステムについては、適時、項目をアップデート。脆弱性情報等の発表があった際に、直ちに調査できる体制を維持。

以上